

平成29年第3回北海道議会定例会 代表質問

年月日 平成29年9月15日(金)
 質問者 民進党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>質問の前に、本日朝、北朝鮮から一発の弾道ミサイルが発射され、本道上空を通過し、襟裳岬の東約2,000kmの太平洋上に落下したと推定されています。このような極めて許しがたい行為に対し、道議会としてもこれまで重ねて抗議を行ってきたところであり、本定例会の開会にあたっては、決議を行ったところです。</p> <p>このような中、本日、更にこういった愚行を重ねたことに対し、強い憤りを覚えるところでありますが、このような事態が頻発する背景の一つとして、安倍政権が示すアメリカ追従の姿勢があるのではないのでしょうか。そうした姿勢がいたずらに、我が国の安全保障環境を悪化させ、ひいては北海道の安全安心を脅かしていることにつながっているのではないかと思います。</p> <p>経済制裁などの対応は当然には必要ではありますが、対話や関係国との緊密な協議も含めたあらゆる手段によって、道民の安全安心を確保していくことが重要と考えます。同時に本日の事態をはじめとする、度重なる挑発行為に対しまして、断じて容認できないという道民の思いを毅然として示していくことが極めて重要であり、我が会派としては今後ともそのような姿勢で事態に対応し、道民の安心安全の確保に取り組んでまいりたいと考えております。以下、民進党・道民連合を代表して質問いたします。</p> <p>一 知事の政治姿勢について (一) 知事の本選について 1 立憲主義と本選について</p> <p>まず、知事の本選についてです。</p> <p>知事は7月末、江差町で開催されたご自身の後援会の会合で、「いつまでも居座るつもりはない、後継者も育てないと」としながら、さらに続けて、「後継者にふさわしい人がいないのなら、頑張らなければならない」と発言した。</p> <p>「頑張る」、これはまさしく立起表明であり、これまで、こんなに早く立起、出馬を表明した例はありませんでした。「私以上の候補がいるのなら出してみなさい」と事実上の挑戦状を突きつけ、5選出馬を明らかにしたものと受け止めます。</p> <p>さて、首長の本選について、平成9年に地方分権改革委員会が検討を始め、平成11年、総務省に「首長の本選の見直し問題に関する調査研究会」が設置され、過日の茨城県知事選では、現職知事が本選批判のために敗北、各地で首長の本選禁止条例の制定や提案の動きも見られています。</p> <p>そこでお聞きしますが、人間の権利・自由を保障するために権力を法的に制限すべきであるとする立憲主義の考え方に基づき、本選制限は地方公共団体の長の権限をコントロールする合理的な手法であるとの考えがありますが、知事の見解を伺います。</p> <p>2 民主主義の基本理念と本選について</p> <p>また、選挙の競争性を確保し、政策選択の幅を広げる手法の一つとして、本選制限は、民主主義の理念に沿ったものであるという考え方がありますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>まず、選挙制度などについてであります。地方行政を取り巻く状況は複雑かつ多様であり、地方公共団体の長がその職責を全うしていくためには、十分な権限を有することが必要であります。他方で、立憲主義などの見地から、首長の責任ある権限の行使とその権力の制限を併せて実現するべきであるとの考え方もありと承知をいたします。</p> <p>いずれにいたしましても、首長に任期の制限を設けることは、憲法論に関わる問題でもあり、地方自治制度などに大きな影響を与えるもので、今後、幅広い国民的議論が必要と考えます。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、首長の任期の制限などについてであります。首長に任期の制限を設けることなどについては、選挙の競争性や政策選択の幅の観点から様々な考え方があると承知をしておりますが、国民主権、基本的人権の尊重、法の支配や権力の分立を根幹とする民主主義のもと、住民の代表を選ぶ選挙においては、住民の意思が反映されることが何より重要と考えるところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>3 権力の集中についての認識について</p> <p>首長の多選は、行政の硬直化や癒着、腐敗を生むとの懸念が指摘されております。</p> <p>知事は、まさしく権力者であり、内には人事という権力を行使して職員を掌握し、外には予算という権力を行使して企業・団体、時には市町村にも影響力を発揮しているわけです。</p> <p>知事は、権力の集中と行政の硬直化、癒着と腐敗について一般論としてどのようにお考えか、見解を伺います。</p> <p>(二) 日米共同訓練へのオスプレイ参加について</p> <p>1 知事の認識について</p> <p>先月18日から26日まで実施された日米共同訓練では、道内で初めて米海兵隊のオスプレイ延べ19機が参加しました。</p> <p>共同訓練直前には、オーストラリアでの事故が発生し、安全性への懸念や不安が払拭されていないことなどから、道として国に対し参加自粛を要請したところですが、事故等の詳細な説明はなく、安全性に関してもなんら確認できていないまま、単に米軍や防衛省からの評価だけでオスプレイの参加を容認したことは、道民への安全安心を確保するといった、知事としての責務を実質的に放棄したと言わざるを得ないものですが、知事の認識を伺います。</p> <p>2 今後の対応について</p> <p>事前の陸上自衛隊北部方面総監部の説明では、「市街地や住宅密集地上空は飛行しない」としていましたが、道内の数カ所ではオスプレイの飛行が市街地などで目撃されております。また、訓練周辺自治体から、夜間の飛行自粛を要請したにもかかわらず、それもないがしろにされました。</p> <p>今後もこうした訓練の継続も予想されますが、知事はどういった対応をしていくのか伺います。</p> <p>3 オスプレイの安全性について</p> <p>オスプレイは昨年12月の名護市での墜落事故から今回の緊急着陸までわずか8ヶ月で7回の重大トラブルが続いております。</p> <p>米軍は事故が起こる度に「安全は確保された」とか「機体に問題はない」と詳しい事故原因を明らかにしないまま飛行を継続し、そして、防衛省は「米軍が安全と言うのだから、それ以上何も言えない」と飛行を認めてきました。</p> <p>知事は、オスプレイの安全性について、どのような知見をお持ちなのか、お伺いいたします。</p> <p>4 情報公開等について</p> <p>平成20年から始まった、航空自衛隊千歳基地における、米軍再編による日米共同訓練では、沖縄嘉手納基地所属のF15戦闘機などが参加しています。訓練開始前には、関係自治体である千歳市や苫小牧市、両市議会、航路直下住民に対し、米軍・防衛省から、訓練期間や参加する機体数、人数な</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、地方行政についてであります。地方公共団体の運営に当たっては、水平的な権力分立を図る観点から、議長と長との間で相互にけん制するシステムのほか、首長の行政執行に対して、監査委員制度や長の解職請求をはじめ、監査請求や住民訴訟といった住民による監視の仕組みなどが設けられているところであります。</p> <p>私といたしましては、道民の皆様方の声をしっかりと受け止めながら、日々変化する情勢の中で、常に最善の方策を求めて、適正かつ公平な道政運営に全力を尽くしてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>日米共同訓練についてであります。私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、道民の皆様方の安全・安心が確保されることが何よりも重要であると考えております。</p> <p>このたびの訓練については、「我が国の安全保障環境が厳しさを増している中、地域の安定化のため極めて重要である」との説明が国からあるとともに、訓練活動に伴う沖縄の負担軽減に寄与するものであると受け止めているところであります。</p> <p>こうした中、直前にオスプレイの事故があり、国と同様に道としても、関係自治体と連携し、参加の自粛を要請するとともに、国による責任のもと、徹底した安全管理に万全を期するよう強く求めてきたところであり、今後とも安全・安心の確保を第一に、対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>今後の対応についてであります。本道において日米共同訓練が行われる場合には、道民の皆様方の生活に不安や支障を与えることがないように、道といたしましては、国による十分な説明のほか、安全管理の徹底、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期していただくことが、何よりも重要であると考えております。</p> <p>来年度以降における日米共同訓練については、現時点で国から説明を受けておりませんが、道といたしましては、引き続き国に対し十分な説明や安全確保に関する要請を行うなど、地元の市町村と緊密な連携のもと、取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>オスプレイについてであります。国においては、オーストラリアで発生をした事故に関し、「防衛省の知見に照らして、合理的な措置がとられているとみられ、米軍がオスプレイの安全な飛行は可能であると説明していることは理解でき、引き続き安全に最大限の配慮をした飛行を求めていくことが妥当」との評価を示しているところであります。</p> <p>オスプレイの飛行については、依然として道民の不安や懸念もあり、何にも増して安全・安心を確保する観点から、本道で実施される訓練に際しては、国の責任において、十分な説明のほか、安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>情報提供についてであります。「航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関する共同訓練」は、戦闘機の騒音問題等を踏まえ、米軍ブリーフィングと防衛局による説明会が行われているものと認識をいたします。</p> <p>このたびの訓練の実施にあたっては、国から、オスプレイの</p>

質 問	答 弁
<p>どの訓練内容について、説明会が開かれ、情報公開を基本に実施されております。</p> <p>ともに沖縄の負担軽減を目的としているのであれば、オスプレイ参加による共同訓練についても、事前の説明があつてしかるべきではないでしょうか。米軍・防衛省に対し、千歳基地での共同訓練同様の事前説明会の開催などを求めるべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>(三) ミサイルからの避難について</p> <p>1 Jアラートの不備について</p> <p>8月29日、朝早くJアラートが発令されましたが、情報伝達は、大都市部では、携帯電話以外には知る手段が限られていたことも明らかになり、地域によっては防災無線の活用なども盛り込まれておりますが、これとて十分ではなく不備が指摘されています。</p> <p>知事は、これまでの情報伝達の実態から何を学び、不備をどのように解消しようとするのか伺います。</p> <p>また、本日朝、北朝鮮がミサイルを発射し、Jアラートが再び発令されました。先月のJアラート発令の際に道防災情報の伝達、消防庁への連絡遅れ等、対応の不備も見られたところです。本日のJアラート発令に際し、前回の不備も含め情報発信や伝達、連絡はどのような状況であったのかを伺います。</p> <p>2 避難について</p> <p>Jアラートによって、国民は避難することになっているのですが、避難について、政府は「地下に避難せよ」とか「頑丈な建物に逃げ込む」とか、「頭を抱えて物陰に隠れるように」と、まったく非現実的な方法を求めています。前回は道警に「何処に逃げればいいのか」という趣旨の110番通報が90件以上あったと聞きます。</p> <p>Jアラート発令から上空通過までわずか5分、襟裳岬の東に落下するまで10分程度、この短時間でどのように避難出来るのでしょうか。都市部であっても、夜間や深夜・早朝であれば、地下も頑丈な建物もシャッターが閉まっています。</p> <p>政府は各自自治体に避難訓練を求めており、道も避難訓練を実施したようですが、その目的と効果について知事の考えを伺います。</p> <p>(四) 北海道150年事業について</p> <p>今定例会提案の補正予算案には、150年事業のキックオフ特別イベント開催負担金として1,500万円が盛り込まれています。</p> <p>イベント開催は、道内外の一層の機運醸成が開催の目的とされているわけですが、その内容は単発のイベントと言わざるを得ないものであり、基本理念として示されてきた、「積み重ねてきた歴史や先人の偉業を振り返り、感謝し、道民・企業・団体など様々な主体が一体となってマイルストーンとして祝う」とは全くそぐわないものと考えます。</p> <p>この150年事業の基本理念と今回のイベント開催はどのように結びつくものなのか、知事の所見を伺います。</p> <p>また、そもそも150年事業の全体像が明確になっていな</p>	<p>参加決定等について、道をはじめ地元自治体に対し、事前に説明があつたところであり、道といたしましては、国に対し、地元自治体と連携のうえ、「訓練に係る十分な説明」を要請をし、国からは、訓練内容について、期間中、1日2回、地元自治体に情報が提供され、道においてもホームページに掲載するなど、情報開示に努めたところであり、今後とも地元などに対し、丁寧な説明がなされるよう求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>住民等への情報伝達についてであります。ミサイルは、発射後短時間で飛来する可能性が高いことから、Jアラート作動時には、携帯電話によるエリアメールのほか、各自自治体において、防災行政無線や消防サイレンなどさまざまな手段により、できる限り速く緊急情報を住民に伝達することが大変重要であります。</p> <p>8月29日の北朝鮮によるミサイル発射に際しては、情報伝達に支障が生じたケースもあつたことから、速やかに情報システムなどの改善に取り組んでいるところであり、本日の対応においては、道のシステムが適切に作動するとともに、被害状況等について速やかに国に報告をしたところであり、また現在、用意されている情報伝達手段では、全ての方々に緊急情報が行き渡らないことも明らかになったところであり、道といたしましては、国に対し、より丁寧な情報発信を行うよう、働きかけるとともに、市町村と連携をして、伝達手段の充実などに努めてまいります。</p> <p>(窪田副知事)</p> <p>ミサイルからの避難訓練についてであります。北朝鮮によるミサイル発射が繰り返されている現下の状況を踏まえ、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合におけるべき行動について、道民の皆様方の理解を深めるため、道では、今月1日に滝川・岩見沢両市において、国や地元自治体と共同で訓練を実施したところでございます。</p> <p>この訓練は、緊急情報の伝達がどのように行われるか、また、緊急情報が流れた場合にいかなる行動をとるべきか、という観点から行ったところであり、参加された方々はもとより、報道などを通じて、広く周知が図られたものと考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、国や市町村と連携し、必要な訓練を反復実施することにより、Jアラート作動時において、確実に情報が伝達されるよう努めるとともに、わかりやすい資料を作成するなどいたしまして道民の皆様の一層の理解が進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(窪田副知事)</p> <p>北海道150年事業についてであります。本事業は、本道の歴史や先人の偉業を振り返るとともに、未来を展望する取組を道民の皆様方と一体となって進めていくことといたしており、こうした理念に沿って、先般開催をいたしました実行委員会の役員会などにおいて、個々の事業の企画検討を行ってきており、構成メンバーがそれぞれ、道内各地で様々な取組を進めていくことを確認したところでございますが、道といたしましては、道民等が主体となって行う「北海道らしい事業」などをできるだけ早期に取りまとめ、事業の全体像を示す事業計画案をお示しする考えでございます。</p> <p>この度のキックオフ特別イベントは、北海道150年の一層の気運醸成を図るため、多くの方々が訪れるさっぽろ雪ま</p>

質 問	答 弁
<p>い中で、PR不足を理由にして、様々な施策、事業に場当たりの対応を重ねることは高橋道政の象徴そのものです。</p> <p>今回のイベント開催も含め、事業の全体像を早急に取りまとめた上で、議会や道民に示し、150年事業のロードマップをしっかりと描ききる必要があるはずです。</p> <p>知事の所見を伺います。</p> <p>(五) 北方領土問題、共同経済活動について</p> <p>次に、本年3月にロシアとの共同経済活動に係る要望が取りまとめられました。知事は、ロシア沿海地域にとどまらないロシア全国での経済活動、貿易の拡大を求める活動には積極的で、3定直前にも、ウラジオストクでの東方経済フォーラムに出席してきました。</p> <p>要望書に盛り込まれた港湾や空港施設の整備、また漁業・観光事業などについては、ロシア側に相当なメリットがないと協議が進まない可能性がありますし、一方で日本側には、相当の投資が必要となるものです。</p> <p>道は、これらの関連事業について提案や要望を行っていますが、政府はそれをどのようにとらえていると考えるのか、知事の所見を伺います。また、共同経済活動が北方領土返還を置き去りに動き出すとの懸念が根強くありますが、旧島民や隣接地域の意向をどうくみ上げていくのか知事の決意を込めた所見を伺います。</p> <p>二 交通政策について</p> <p>(一) JR北海道の業務見直しについて</p> <p>1 地域協議のめどについて</p> <p>現在、JR北海道の単独では維持することが困難な線区における沿線自治体による検討・協議が進められており、道としても鉄道ワーキングチームの委員を派遣するなど協議の推進を目指しております。</p> <p>沿線自治体は、国や道によるJR北海道への早期の支援表明を待ち望んでいます。JR北海道の厳しい経営を考えると時間も限られており、今後どのようにJR北海道への支援をまとめようとしているのか知事の所見を伺います。</p> <p>2 オール北海道での体制づくりについて</p> <p>厳しい状況を言い立てるばかりのJR北海道、対応が冷ややかな国を動かしていくためには、まさにオール北海道の体制を構築して、道内での活動展開、それを背景とした、国への発信といった取組を進めていかねばなりません。</p> <p>問題の性格からしても、知事が先頭に立ち、主体的に広範な参加を得ての体制を早急に構築すべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>また、これらを踏まえて、道民の路線維持に対する機運を醸成すべきですが、知事の所見を伺います。</p>	<p>つりの時期に映画界等と連携して企画したものであり、北海道命名150年に様々な事業がスタートしていることなどの周知につながるものと期待をいたしているところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>北方四島における共同経済活動についてであります。道では、隣接地域や元島民の団体である千島連盟のご意見を踏まえ、優先的なプロジェクトなどについて、政府へ要請を行ってきたところであり、政府には、共同経済活動を日露双方にとって有益なものとし、領土問題の解決に結びつける要請に込めた思いをしっかりと受け止めてくれたものと考えているところであります。</p> <p>道といたしましては、これまで取り組んできた北方墓参や自由訪問、四島交流と、共同経済活動を4つの駆動力として、両国間の相互理解と信頼関係を高めることで、一日も早い領土返還、平和条約の締結につなげていくことが重要であると考えているところであり、今後とも、本年1月に設置をした北方四島連絡調整会議を活用し、隣接地域や元島民の方々のご意見を十分に伺いながら、国に必要な要望や提案を行う等、道としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>JRの経営再生と鉄道網の持続的な維持に向けては、国の抜本的な支援とともに、地域の実情を踏まえた実効性のある方策が一体的に講じられることが必要であります。</p> <p>このため、道では、現在、全道各地で展開されている検討・協議の場に、鉄道ネットワーク・WTフォローアップ会議の有識者を派遣するとともに、線区の状況や、他府県の事例、線区を維持するために要する費用などといった様々な情報を提供するなどして、将来を見据えた議論が更に深められるよう働きかけを行っているところであります。</p> <p>道といたしましては、引き続き、鉄道網の持続的な維持に向けた本道固有のコスト負担の軽減など、実効ある支援策について、国に強く求めてまいるとともに、地域における検討・協議の状況や、道議会での議論を踏まえつつ道としての必要な支援について、検討してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>全道的な取組についてであります。鉄道網は、それぞれの地域社会はもとより、物流や観光など、産業全般にも関わる重要な交通基盤でありますことから、持続的な維持に向けては、幅広い分野の方々の連携・協力が欠かせないものと認識をいたします。</p> <p>こうした考えのもと、道といたしましては、今後、道民の皆様のご関心を高めるためのフォーラムを開催するとともに、JRに対して更なる経営情報の開示や徹底した自助努力を強く求めてまいります。</p> <p>私といたしましては、市長会、町村会のもとより、経済団体や観光、物流関係者など、より幅広い関係者の参画を求め、全道的な機運を高めながら、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に関する問題意識を共有し、広く議論が進むよう、オール北海道で積極的に取り組んでまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(二) 空港運営の民間委託について</p> <p>過日、北海道内7空港の運営委託に係わるマーケットサウンディングが実施され、空港管理者四者の意向をどのように具体的に反映させるか、基本スキーム案を公表して民間事業者からの意見を募集してきました。</p> <p>昨年末には、北海道発の提案を策定しましたが、今回のマーケットサウンディングではどれほどの反響がよせられたのか、年度内に想定されている実施方針の策定に向けた、道の対応などの所見を伺います。</p> <p>(三) 千歳基地滑走路の民間利用について</p> <p>国交省は、新千歳空港の混雑緩和と今後の海外便を含めた増加分に備え、隣接する航空自衛隊千歳駐屯地の東側滑走路の民間利用について検討を始めたようです。</p> <p>これは新千歳を軸に7空港で構築される民間委託の構想の根幹に関わる課題であり、新千歳への一極集中を加速化させかねないとの懸念がありますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(山谷副知事)</p> <p>空港運営の民間委託についてであります。これまで、選定手続として、7月31日に基本スキーム案を公表するとともに、マーケットサウンディングを9月11日まで実施したところであり、参加企業数については、110社となっております。</p> <p>なお、提出のあった意見等については、個別の回答や公表等を行わないこととなっております。</p> <p>道といたしましては、今回のマーケットサウンディングでの意見等も踏まえながら、昨年12月にオール北海道としての考えを取りまとめた「北海道発の提案」の内容が確実に反映され、道内7空港の一括民間委託が、道内の航空ネットワークの充実強化などによる広域観光の振興や北海道全体の活性化につながる制度となるよう、実施方針の策定に取り組んでまいりております。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>次に千歳飛行場に関する調査などについてであります。新千歳空港を設置・管理する国では、2030年の訪日外国人6千万人の達成などに向け、将来のインバウンド需要予測や、千歳飛行場の滑走路の活用による処理容量等の調査費を、来年度の国交省の概算要求に盛り込んだところと承知いたしております。</p> <p>道といたしましては、これまで道内空港のCIQ体制の拡充を国に要請し、グランド・ハンドリングの人材確保に対して支援を行うなど、空港全体の機能強化に取り組んできたところであり、この度の空港民間委託の基本スキーム案におきましても、広域観光の振興とともに、道内航空ネットワーク全体の充実強化について提案を求めていくこととしております。</p> <p>道といたしましては、今後とも、国や空港所在地の自治体、経済界など関係者との連携を深めながら、新千歳空港の機能強化をはじめ、道内の空港の機能強化に取り組んでまいりております。</p>
<p>三 行財政運営について</p> <p>(一) 道の決算状況について</p> <p>28年度一般会計決算は、実質収支額が前年度を約8億円下回る約36億8千万円の黒字と報告されました。実質公債費比率は20.5%。依然として高い水準なものの、幸い、低金利が続く影響で落ち着いた動きになっておりますが、こうした傾向を踏まえ、今後の財政健全化をどのように進めようと考えているのでしょうか。実質公債費比率18%未満を目指すとする目標の達成に向けた道筋も含め、知事の見解を伺います。</p> <p>(二) 国の新年度予算編成について</p> <p>1 基金について</p> <p>作業が進む、国の来年度予算編成では、自治体が懸念している、基金の積み上がり理由とする地方交付税、地方財政への圧力が強まっています。地方側の猛烈な反発にも関わらず、基金を理由とする交付税圧縮などの動きは消えていません。知事はどう認識し、今後どう対処するのか伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>今後の財政運営についてであります。道では、行財政運営方針に基づき、30年度以降については、国の制度改正などの状況を踏まえ、改めて収支見通しの精査を行った上で、必要な対策を検討することといたしております。</p> <p>今回試算した実質公債費比率の推計では、本年2月にお示しをした試算と比べて、一定程度、比率の改善が図られたものの、今後も高い水準で推移する見通しとなっております。</p> <p>今後の財政運営に当たっては、歳入・歳出全般の更なる見直しに取り組むとともに、新規道債発行の抑制や繰上償還に努めるなど、目標として掲げた実質公債費比率の改善も含め、道財政の着実な健全化が図られるよう、行財政運営方針を見直してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、自治体の基金についてであります。地方団体の基金は、災害など予期せぬ事態への対応や経済事情の変動に伴う歳入の減少などに備えるため、必要不可欠なものであり、道や道内市町村においても、人口減少問題など、喫緊の課題に取り組む一方で、財政支出の節減にも最大限努めながら、積立てを行っているものと承知いたします。</p> <p>そうした実態を踏まえることなく、単に地方全体として基金残高が増加していることのみをもって、地方の財源を削減す</p>

質 問	答 弁
<p>2 税制改正について</p> <p>来年度の税制改正に向けた議論も始まっています。道、道内自治体にも大きな影響がある地方消費税の清算基準やゴルフ場利用税などの存続などが昨年に続き議論のテーマになるようです。道は、自治体側の厳しい財政運営を踏まえ対応すべきと考えますが、今後の税制改正に向けた知事の所見を伺います。</p> <p>四 エネルギー政策について</p> <p>(一) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について</p> <p>1 市町村への対応について</p> <p>7月28日に政府は、北海道においては沿岸部を中心に面積の3割、80以上の市町村にまたがる最適地となる科学的特性マップを公表し、広範な地域が処分地候補になる可能性が示されました。北海道には条例はありますが、「条例があっても候補地になり得る」との趣旨の、政府や原子力発電環境整備機構の発言を踏まえれば、条例が骨抜きにされる懸念は消えません。道民の間には警戒感と不安が広がっており、国の動きを牽制するためにも、北海道全体での認識の共有化が重要です。</p> <p>昨年年第1回定例会で、自治体に文献調査の要請が行われた場合の、道の対応を質したところ、市町村でも条例の趣旨が理解されるよう努めるという知事答弁がありました。それでは、この間、条例の理解に向けて市町村に対して、どのような対応を行ってきたのか伺います。</p> <p>2 知事の姿勢について</p> <p>道民の不安が広がる中で、知事は、「条例は遵守する」と繰り返しますが、知事が条例を遵守することは当然のことです。条例があるから、知事も「受け入れ難い」と考えるというだけで、果たして道民は安心するのでしょうか。</p> <p>道民が求めていることは、条例の一文を機械的に読み上げることだけではなく、「将来的に北海道が処分の適地と示された場合でも反対する」との強い意思表示です。</p> <p>知事自身の明確な姿勢を示す答弁を求めます。</p> <p>五 一次産業振興について</p> <p>(一) 日欧EPA交渉について</p> <p>日欧EPA交渉は、7月の「大枠合意」以降、各省庁が相次ぎ説明会を開き、道もそれを共催として参加してきました。2019年中の発効を目指すEU側に日本も足並みを揃える方針のようですが、相も変わらず、デメリットはばかされ、</p>	<p>るような議論は、あってはならないものと考えているところであり、7月に行われた全国知事会議においても、「全く容認できない」ことや「重要項目として取り扱うべき」といった私の考えを強く申し述べ、国への要請にも反映をしたところでもあります。</p> <p>私としては、今後とも道内市町村や地方六団体と連携をし、このような削減が行われることのないよう、地方の意見を国に対ししっかりと主張してまいります。</p> <p>(辻副知事)</p> <p>国の新年度予算編成に関し、税制改正に向けた道の対応についてであります。平成30年度の地方税制改正につきましては、地方消費税の清算基準の見直しや、ゴルフ場利用税などについて議論されるものと承知しております。</p> <p>道では、税制改正に向け、地方消費税の清算基準について、より最終消費の実態に即したものとなるよう見直すことや、ゴルフ場利用税について、現行制度を堅持するよう今年7月に、国に提案・要望したほか、全国知事会を通じて国に要請しているところであり、安定した行財政運営の確保を図るためには、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくことが重要でありますことから、今後も、引き続き、全国知事会や関係市町村と連携しながら、国に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関し、まず道の対応についてであります。道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」において、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しており、市町村においても、この条例を遵守する必要があると考えております。</p> <p>道といたしましては、核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物の最終処分など原子力政策について、国が自治体に説明するために、昨年5月と本年5月に開催した説明会の場において、こうした道の考え方を、市町村にお伝えしてきたところであり、今後とも、自治体向け説明会や道の施策説明会の場において、市町村に伝えてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>高レベル放射性廃棄物についてであります。国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分を実現していくためには、その仕組みや日本の地質環境などについて、国民が関心を持ち、理解を深めることが必要と考え、科学的特性マップを提示したものであり、いずれの自治体にも処分場等の受入れの判断を求めるものではないとしているところであります。</p> <p>道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を有しているところであります。</p> <p>私自身、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と考えるものであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に一次産業振興に関し、まず日EU・EPAについてであります。今回の大枠合意を受け、道においては、地域や関係団体などからご意見を伺い、例えば、豚肉の輸入増加による国産価格の低下や、チーズの輸入増加による道内農家チ</p>

質 問	答 弁
<p>メリットばかりをつまみ食いするような説明が行われ、影響も明らかではないのに対策を講じるというT P P同様の対応です。</p> <p>EU産のチーズや豚肉、ワインなどの関税が減税、撤廃されれば、輸入が大幅増加することは目に見えています。生産者からは強い懸念の声があるのに、競争力強化で対応せよという政治や行政であってはあまりにも無責任です。安倍首相は、国内農家への支援について早々と、「総合的な対策を実施する」と打ち上げましたが、具体的な支援策は一向に見えてまいりません。</p> <p>知事は、日欧E P Aが本道に及ぼす打撃、効果両面からの影響をどう把握し、それに基づく対策をどのように講じていくのか見解を伺います。</p> <p>(二) 食料自給率について</p> <p>わが国の食料自給率は供給熱量ベースで、昭和60年ごろから低下傾向を示しはじめ、先頃公表された28年度分はとうとう38%まで低下しました。</p> <p>この低下の背景には、私たち日本人の食生活や食料の消費形態が変化したことなどが指摘されていますが、輸入だよりの食料供給は非常に不安定なものであり、自由貿易をうたうEU諸国やアメリカでも食料自給は、しっかりと守っております。</p> <p>食料自給率が220%を超える本道だからこそ、食料自給率の必要性を訴え、食料自給率の向上のための策を講じる必要があります。農水産物の輸出も大事ですが、それよりもまず取り組むべきは、現状を変えていく政策です。食料自給率38%への認識とそれを変える食料自給率を向上させるための道の取り組みへの所見を伺います。</p> <p>(三) 獣医師について</p> <p>次に、獣医師について伺います。</p> <p>獣医師は、公衆衛生、家畜衛生、動物診療などの分野で活動し、食肉衛生検査、畜産業支援、各種予防、検疫などさまざまな業務を担当していますが、日本獣医師会は、地域偏在は見られるものの全体的には飽和状態との見解を示しております。医師で指摘される、地域偏在、診療科偏在が生じて、バランスを崩しているとの見方のようにあります。</p> <p>知事は、道内の獣医師の状況をどう把握しているのか伺います。また、道職員の獣医師職員の充足状況と今後の獣医師の確保に向けてどのように対応するのか認識を伺います。</p> <p>(四) 産業用ヘンプについて</p> <p>産業用ヘンプの活用は知事の公約です。</p> <p>しかし、道内外での大麻取締法違反に問われる事件が続きました。薬物に関する法令違反の危険性がつきまとうことから、特段の管理・指導が必要とされてきた中で、こうした事</p>	<p>ズ等への影響、ホタテガイや日本酒などの輸出への期待などといった、本道への影響と必要な対策に係る中間取りまとめを行ったところであります。</p> <p>国においては、本年秋を目途に、強い農林水産業構築のための施策を取りまとめることとして承知をしており、道といたしましては、国の施策に本道の実情を踏まえた内容が盛り込まれるよう、酪農、畜産などで投資意欲を後押しする体質強化対策や、安定供給を図るための経営安定対策、安全・安心な道産品の消費拡大対策、さらには、輸出の拡大に向けた環境整備など、必要な対策について、より具体的な検討を行うことといたしております。</p> <p>私といたしましては、農林水産業を巡る国際競争が一層厳しさを増すと危機感を持ち、国の対策の取りまとめに当たっては、関係団体とも連携しながら、再生産を可能とする万全な対策を講ずるよう、国に強く要請するとともに、生産を支える基盤づくりなど必要な施策を積極的に展開してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に食料自給率の向上に向けた取組についてであります。将来的に世界の食料需給の逼迫が懸念される中、国内において農業生産の増大を図り、38%と低迷している食料自給率の向上を図ることは、国民生活の安定を図る上で極めて重要であります。</p> <p>こうしたことから、道では、昨年3月に策定をした第5期北海道農業・農村振興推進計画において、我が国最大の食料供給地域である本道が、食料自給率の向上に最大限寄与できるよう、主要品目ごとに需要に応じた道独自の生産努力目標を設定をいたしましたところであります。</p> <p>道といたしましては、この生産努力目標の達成に向け、農業生産を支える意欲ある担い手の育成・確保を図りながら、農地などの生産基盤の整備やICTを活用した新たな農業技術の開発・普及といった取組を基本に、農畜産物の生産性の向上、競争力の強化に努めるとともに、道産農畜産物の安全・安心の確保や食育の推進など消費拡大に向けた施策を積極的に進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>獣医師についてであります。我が国最大の酪農・畜産地域である本道においては、安全で安心な畜産物の生産・供給を図る上で、獣医師の方々の役割は大きく、その確保は重要な課題と認識しております。</p> <p>道内の獣医師は、全体としては増加傾向に推移しているものの、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所などに勤務する道職員の獣医師は、平成29年4月1日現在で、70名の欠員となっている状況にあります。</p> <p>このため、道としては、これまで、給与面での処遇改善や採用年齢制限の引上げ、年間を通じた募集などの人材確保策を講じてきたところであり、全国の獣医系大学での就職説明会の開催やインターンシップの受入れ、さらには、北海道獣医師会と連携した人材バンクへの登録などに取り組むとともに、魅力ある職場づくりを進め、今後とも、関係部が連携をし、酪農王国北海道を担う獣医師を積極的に確保してまいる所存であります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に今後の産業用ヘンプの取組についてであります。産業用ヘンプは、法により栽培や所有等が厳しく制限されるとともに、栽培する場合は道民世論を十分踏まえる必要があるといった課題があるものの、衣服の素材や住宅用建材、パイ</p>

質 問	答 弁
<p>件が発生してしまい、ヘンプ活用に水を差すことになったとも考えられますが、知事は事件後の記者会見で、今後もヘンプ活用の取り組みは継続すると述べています。</p> <p>知事の公約の実現に向けての、産業用ヘンプに対する今後の取り組みをどう進めようとするのか、知事の所見を伺います。</p> <p>(五) 水産振興について</p> <p>1 北海道水産業・漁村振興推進計画について</p> <p>平成25年度策定の北海道水産業・漁村振興推進計画では、平成34年の本道の漁業生産量を143万トンまで増やす目標ですが、生産量は減少の一途をたどり、昨年の生産量は、現在の手法で統計を取り始めた昭和33年以降、初めて100万トンを下回りました。</p> <p>知事は、第2回定例会で、ホタテ、秋サケなどの資源増大や漁港等を活用した増養殖拡大などによる漁業生産の早期回復などを重点に、計画見直しを進めると答弁しています。</p> <p>ところが、今年の秋サケの来遊予測は平成に入り最低だった昨年をさらに下回る見込みであるほか、ホタテについても天候被害の影響で減産が続いています。漁業生産の早期回復のためには、実効性のある施策の積極的な展開が必要と考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>2 日本海漁業振興基本方針について</p> <p>日本海海域は、平成17年の生産量30万トンが、スケトウダラやホッケ、スルメイカなどの不漁で、26年には17万トンまで減少するなど、最も厳しい状況です。</p> <p>道も、26年に日本海漁業振興基本方針を策定し、後志、檜山両地区をモデルに、養殖業を主体とした生産体制づくりを進めていると承知していますが、こうした取組にも関わらず、生産の回復が見られておりません。加えて、基本方針の計画期間は、来年3月までとなっています。</p> <p>ホッケ資源増大の取組の効果は未だに見えず、さらに、スルメイカ資源の減少やトドによる被害など厳しい環境が続くなかで、漁業者からは、漁村地域の維持のためにも、さらなる日本海漁業の振興策を求める声が強く寄せられております。</p> <p>養殖業による生産の増大には、なお時間を要し、引き続き、取組が必要と考えますが、道は、日本海漁業の現状をどう認識し、今後どのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p>(六) 林業大学校など人材育成機関について</p> <p>本道では、カラマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、森林資源の循環利用を着実に進め、林業・木材産業を成長産業として育成していくことが必要となっています。</p> <p>こうした中、道内の造林や種苗生産に携わる労働者数は減少傾向にあり、また、林業・木材産業の労働災害は他産業に比べて発生頻度が高いなど、林業・木材産業の成長産業化を支える人材の育成が喫緊の課題となっており、地域からは、現場をしっかり管理できる総合的な知識と技術を持つ人材が求められております。</p>	<p>オマス資源など有用な畑作物になる可能性もあることから、これまで、外部有識者などによる検討会を設置をし、試験栽培の実施などに取り組んでいるところであり、昨年2月には、検討会での議論を経て、今後の取組方向に関する工程表を取りまとめたところであります。</p> <p>道といたしましては、この工程表に基づき、本道に適した栽培技術に係る科学的知見を積み重ねるとともに、庁内関係部局が緊密に連携をし、関係法令等を遵守した適正な栽培に係る留意点の指導や一般の方々を対象とする学習会を通じた産業用ヘンプの有用性などの理解の促進に努め、引き続き、将来の産業化を見据えた取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に漁業生産の回復に向けた取組についてであります。道ではこれまで、水産資源の維持増大を図るため、ホッケなどの資源管理をはじめ、海域の特性に応じた栽培漁業などの取組を推進してきたところであります。近年、秋サケやホタテガイ、イカなどの回遊魚が、海洋環境の変化や度重なる自然災害のほか、活発化する外国漁船の操業などにより、漁業生産量は大きく減少しており、ホタテについては被災した漁場の復旧が進んでいるものの、本道の漁業生産量の回復は喫緊の課題であると認識をいたします。</p> <p>このため私といたしましては次期計画において、健康な秋サケ稚魚の育成や災害に強いホタテの漁場づくり、増加傾向にあるイワン等の漁獲増大、さらには、二枚貝の新たな増養殖技術の開発などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、引き続き、全国知事会等を通じ、外国漁船の秩序ある操業を国に働きかけるなど漁業生産の早期回復と安定化に向け、しっかり取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>日本海水域の漁業振興についてであります。道では、平成26年に策定した基本方針に基づき、これまでのイカやスケトウダラなど回遊魚を主体とした漁業に、安定した水揚げが見込める養殖業を加えた新たな生産体制づくりに取り組み、ホタテの養殖や漁港を活用したウニ養殖などで一定の成果が得られたものの、回遊魚の来遊不振や海獣被害が続くなど、日本海地域の漁業環境は一層厳しさを増しており、漁業所得の向上に向け、継続した取組が必要であると認識をいたします。</p> <p>こうした中、地域からは、養殖の拡大など漁場の有効利用やさらなる付加価値向上策に加え、新たな増養殖技術の開発などが必要との要望もありますことから、道といたしましては、年度内を目途に基本方針を見直し、様々な方策を活用して、日本海地域の漁業振興に全力で取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>林業大学校など人材育成機関についてであります。道では、将来にわたり、林業と木材産業の成長産業化を支える人材を育成するため、林業関係企業などを対象として、雇用の見通しや必要とする人材などを把握するための調査を実施するとともに、農業高校や大学、林業事業者などの有識者から成る会議を設置をし、林業大学校など人材育成機関の設立に向けた検討を行っているところであります。</p> <p>道といたしましては、今後、地域ニーズの詳細な分析を行うとともに、有識者会議におけるご意見などを踏まえ、育成</p>

質 問	答 弁
<p>知事は、第2回定例会でのわが会派の代表格質問に対し、「林業大学校など人材育成機関の設立に関する基本的な考え方を本年中に取りまとめる」と答弁され、道は、地域ニーズの把握などに取り組んでいると承知していますが、道の基本的な考え方を取りまとめるにあたって、今後の取り組みへの認識を伺います。</p> <p>六 労働問題について</p> <p>(一) 北海道働き方改革推進方策について</p> <p>1 達成目標について</p> <p>本年3月、安倍首相を議長とする「働き方改革実現会議」が実行計画を決定し、道においても「北海道働き方改革推進方策」の素案が示されました。</p> <p>全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行し、人手不足の深刻化による地域産業の停滞が懸念される本道だからこそ、他都府県以上に働く意欲や能力のある人々が働ける環境づくりが急がれます。ところが、素案での平成31年時点の達成目標指標は、年間総労働時間や年休取得率など低い設定ばかりであり、少なくとも、全国平均を上回る指標を設定し、強力で道内での働き方改革を進めるべきと考えますが知事の見解を伺います。</p> <p>2 就業環境改善への方策について</p> <p>また、就業環境の改善に関し、閣議決定された「働き方改革実行計画」で検討テーマとされた「賃金引き上げ」や「病気の治療と仕事の両立」、「取引条件改善」などに触れられておらず、逆に、マーケット開拓や道内投資呼び込みの推進など、働き方改革との関連に疑問の残る項目も散見されます。国の実行計画に盛り込まれた対応策については、過不足無く、道の推進方策に盛り込むべきと考えますが所見を伺います。</p> <p>(二) 長時間労働の是正について</p> <p>北海道労働局が公表した「長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導結果」では、監督指導が実施された1,180事業所のうち76%に違法な時間外労働などの法令違反が見つかり、159事業所で賃金不払い残業があるなど、解消には程遠い状況です。</p> <p>国を挙げて「長時間労働の是正」が叫ばれながら、実効性ある取り組みが出来ておりません。違法な時間外労働を根絶し、長時間労働を是正するために、道としての毅然とした対応とともに、関係企業に対し、これまで以上に効果的に支援していく方策を検討すべきと考えます。見解を伺います。</p>	<p>すべき人材像やカリキュラム、運営体制や地域との連携のあり方、さらには、設立に向けたスケジュールなどについて検討を進め、年内を目途に、林業大学校など人材育成機関の設立に関し、基本的な考え方を取りまとめてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、労働問題に関し、まず、働き方改革についてであります。本道においては、人口減少や少子高齢化が進行し、将来にわたり生産年齢人口の減少が見込まれ、産業の担い手不足や消費の減退による地域経済への影響が懸念されているところであります。</p> <p>このため、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となっている「創生総合戦略」に準拠した指標を盛り込んだ「働き方改革推進方策」を策定することといたしているところであります。</p> <p>本道は、全国と比較して、年間総労働時間が長く、就業率や付加価値生産性が低いなどの状況にありますことから、31年度までに、これらの数値を全国水準まで引き上げることなどを目指し、推進方策に基づき、庁内はもとより、関係機関と緊密な連携のもと、働き方改革の取組を積極的に進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、国の実行計画との関連についてであります。国は、本年3月に策定した「働き方改革実行計画」において、非正規雇用労働者の処遇改善や賃金引き上げと労働生産性の向上、長時間労働の是正など、九つの検討テーマにおける働き方改革の対応策を示したところであります。</p> <p>本道では、生産年齢人口の減少が見込まれ、全国に比べ年間総労働時間が長く、厳しい就業環境にありますことから、女性、高齢者などの「多様な人材の活躍」や仕事と子育て・介護等の両立支援などの「就業環境の改善」、賃金水準の上昇にもつながる「生産性の向上」を働き方改革の3つの柱とする推進方策を策定することとしているところであります。</p> <p>今後、国の実行計画の取組とも連携・協働しながら、本道における実情を踏まえ、この推進方策に基づき働き方改革の取組を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、長時間労働の是正についてであります。長時間労働などに関し、労働関係法令の違反が疑われる事業場などに対しては、国において指導監督を行い、たび重なる指導にもかかわらず是正されない場合や重大かつ悪質な案件については、任意捜査や捜索などの強制捜査を行い、検察庁に送検するものと承知をいたします。</p> <p>道では、これまで、労働関係法令の周知や、ホットラインによる労働相談を実施するとともに、国と連携をし、業界団体等に対し、長時間労働の是正を要請してきたところであります。</p> <p>今後策定する働き方改革の推進方策においても、就業環境の改善を柱の一つとしているところであり、「ほっかいどう働き方改革支援センター」での相談対応や企業経営者などを対象とした労働問題セミナーの開催などにより、長時間労働の是正に向けて着実に取り組んでまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三) 医療現場での長時間労働について</p> <p>1 道内の勤務医等の時間外勤務について</p> <p>小樽市の総合病院勤務の臨床検査技師の自殺原因が過労による労災として認定されました。この方の自殺前1ヶ月の時間外勤務は188時間、連続勤務は50日間にも及んでいたそうです。以前、私が質問で指摘しました道立病院の薬剤師の年間時間外勤務は1,347時間に及んでいた訳です。知事は、医療現場の過労実態をどのように受け止めているのか伺います。</p> <p>2 応召義務について</p> <p>医療関係者の勤務形態の苛酷さについては、「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、これを拒んではならない」という医師法等の「応召義務」に束縛され、医療関係者としての責任感が際限の無い時間外勤務を生み、その結果、心身共に蝕まれる状況があります。「応召義務」に罰則規定はありませんが、厚労省は、応召義務違反の反復時は医師免許の取り消し・停止を命じる場合があるなどとしており、獣医師や歯科医師、薬剤師、助産師も同様の義務に縛られております。医師等の応召義務と長時間労働、それに伴う過労等の因果関係について知事の見解を伺います。</p> <p>3 働き方改革での猶予措置について</p> <p>長時間労働が常態化すると、心身共に様々な症状が現れます。医療関係者の不調は、当然、患者への影響にもつながります。ところが、国の働き方改革では、応召義務が課せられている医師については、今後5年間、長時間労働の見直しの枠外に置かれるとされております。知事はこの猶予措置をどう受け止められているのか見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>医療従事者の勤務環境についてであります。道においては、地域の中核的な病院などに勤務する医師を対象に勤務環境などについての調査を継続的に実施をし、看護職員の勤務環境についても、北海道看護協会が、毎年、調査をしており、いずれも長時間に及ぶ勤務実態があると承知をいたします。道といたしましては、医師や看護師等の医療従事者は、患者の生命と健康を守るという重要な責務を担っており、当直や交代制勤務、入院患者への対応のほか、緊急対応や手術、外来対応等の延長などの中で、人の生命を左右する判断や処置が求められるなど、強いストレスや緊張感を伴う厳しい勤務環境にあるものと認識をいたしております。</p> <p>(知事)</p> <p>医療従事者の環境整備についてであります。医療現場では、長時間の時間外労働により過労死として労災認定された医療従事者の事例もあり、道といたしましては、長時間労働を是正するとともに良質な医療を提供できる環境を整備するため、勤務環境改善の取組が重要であると考えます。これまでの国の検討においては、医師の応召義務や長時間労働との関係などについて明らかとなっていないところであります。現状では、医師の職務を果たす上で長時間労働の実態にあるものと考えます。国においては、今後、「働き方改革実行計画」に基づき、医師の長時間労働の是正に向け、応召義務等の特殊性を踏まえて検討が進められる必要があると認識をいたします。</p> <p>(知事)</p> <p>医療従事者に係る働き方改革についてであります。国において、今後、長時間労働の是正等を盛り込んだ労働基準法改正案が国会に提出される見込みであり、医師については、応召義務等の特殊性を踏まえ、改正法の施行期日の5年後を目途に時間外労働規制を適用することとし、今後、その具体的なあり方等について検討し、結論を得るとされたこと承知をいたします。道といたしましては、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が重要と考えており、こうした国の動向を注視するとともに、道医師会などとも十分に連携しつつ、医療機関における勤務環境の改善に向けて、平成27年2月に設置をした「北海道医療勤務環境改善支援センター」による医療機関への個別訪問などのきめ細かな支援をはじめ、医療クラークの配置や院内保育所の設置促進などに取り組んでまいります。</p>
<p>(四) 最低賃金について</p> <p>1 さらなる引き上げについて</p> <p>次に、北海道の最低賃金の時給は、前年度から24円上がり、810円で、やっと800円台に到達しました。しかし、最低賃金の賃金水準で働く労働者層の中心は、雇用労働者の4割を占める非正規雇用の人たちであり、フルタイムで働いても「ワーキング・プア」の基準と言われる年収200万円を大きく下回ります。深刻化する貧困問題を解決し、男女間の賃金格差を解消するためにも最低賃金のさらなる大幅な底上げが必要です。中小企業・小規模事業者への支援策拡充を図りつつ、早期に国の雇用戦略対話で合意されている時給1,000円の実現を目指すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、最低賃金についてであります。最低賃金は、国において、地域における労働者の生計費や賃金の実態、企業の賃金支払能力などを総合的に勘案をし、地域別に決定しているものであり、北海道の最低賃金についても、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこととした平成22年の最低賃金引き上げに関する政労使合意の目標設定に配慮して決定されているものであります。道としても、こうして決定された最低賃金が遵守されることが重要と考えますことから、広報媒体などによる周知を行うことに加え、中小企業が賃金の支払い能力を高めることができるよう、企業への助成制度の拡充を国に要望するとともに、経営面や金融面での支援を行い、経営力の強化を図ってまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>2 地域間格差の縮小・是正について</p> <p>最低賃金の地域間格差は、依然として大きく、都道府県別で最も低い沖縄県など8県の737円と最も高い東京都の958円とは、221円もの開きがあります。北海道と東京の開きは今回148円ですが、10年前には85円で、格差は拡大の一途を辿っています。</p> <p>首都圏等への人口集中が加速し、地域での労働供給力が落ちる中で、地域活性化と人材確保のためにも、地域間格差の縮小・是正が喫緊の課題と考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>七 観光について</p> <p>(一) 観光振興機構について</p> <p>1 機構の実態について</p> <p>北海道の観光振興の中核機能を担うとして設立された観光振興機構は、知事の掲げる500万人外国人観光客誘致を始め、観光立国・北海道の実現のために、役割はますます重要となっています。</p> <p>しかし、これまでも道議会で再三指摘されているように、機構自体の自主事業は乏しく、28年度決算では、収入総額約13億7,700万円に対し、道の委託事業等として補助金・負担金が約12億400万円となっています。収入のほとんどは道からで、単に道の下請け機関のような実態であります。</p> <p>20年に行った現在の組織体制の改編の際には、「自主経営が可能な自主財源の確保」をしていくとされました。この10年間、機構の自主財源は1億1千万円ないし2千万円台で推移し、まったく増加しておりません。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、今の状況をどのように認識しているのか伺います。</p> <p>また、機構の自主財源確保を高めるためにどのようにしていくのか、今後の機構のあり方・役割について併せて伺います。</p> <p>2 運営へのチェック機能について</p> <p>地方自治法第243条では、「地方公共団体の長は、資本金等の4分の1以上を出資している法人等について、毎年度その経営状況を議会に報告しなければならない」と定めていますが、観光振興機構設立に対し道は出資していないため、その義務がありません。</p> <p>しかし、先ほど述べたように機構の毎年度の事業は道頼みであるにもかかわらず、議会や監査のチェック機能が十分に制度化されておりません。</p> <p>機構の毎年度の事業実績や事業計画について、少なくとも所管委員会への報告等をすべきと考えますが、認識を伺います。</p> <p>(二) 法定外目的税について</p> <p>知事は、第2回定例会におけるわが会派の質問に対し、観光に関する法定外目的税について、「広く関係者とも協議を行い、今後予定している北海道観光審議会での議論を踏まえ、財源の確保に向けた検討を進める」と答弁しましたが、有識者に丸投げした形となっており、今後、議論が深まっていく</p>	<p>(辻副知事)</p> <p>次に、労働問題に関し、地域別の最低賃金についてであります。本道の最低賃金額は、地域の給与水準や企業経営に関する指標などを勘案して示される中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安を受け、北海道地方最低賃金審議会が本道の経済状況や雇用動向、企業への影響などを総合的に勘案して行う答申を踏まえて決定されているものであります。</p> <p>道といたしましては、労働者の生活の安定や雇用のセーフティーネットとして重要な役割を果たす最低賃金の上昇は、多くの労働者の生活向上に寄与するものと考えており、これが遵守されることが重要でありますことから、今後とも、北海道労働局と連携して、各種会議やセミナーなどのほか、ホームページや広報媒体などを活用し、企業をはじめ、業界団体や市町村に対し、周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>観光振興機構の今後のあり方等についてであります。広域連携DMO候補法人である機構には、今後、本道観光の舵取り役や地域DMOへの支援等の役割が期待され、マーケティング力や企画立案機能等を充実・強化していくとともに、自立的・機動的な活動基盤の充実が必要とされているところであります。</p> <p>こうしたことから機構では、今年度、「自主財源確保に関する検討会議」を設置し、年度末を目標に、新たな自主財源確保に向けた事業を立案していくこととしているところであり、道といたしましては、早期に機構が自立した経営に向けて取り組むよう求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>機構の運営などについてであります。道では、機構に設置された各種部会や事業実施に係る会議等に参画し、機構との共同事業の企画・立案とその円滑な実施に一体となって取り組んでいるところであります。</p> <p>また、監査に関しては、道の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、道監査委員による「財政的援助団体等監査」を受検しているところであります。</p> <p>なお、機構の事業実施状況については、昨年7月委員会報告しているところでありますが、今後、詳細な事業内容や運営面についても、さまざまな観点から精査・検討していくことが重要と考えており、しかるべき整理をし、委員会等に説明してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>観光振興に係る財源確保についてであります。道では、インバウンドの更なる拡大に向け、外国人観光客などの多様なニーズに応えるとともに、満足度の高い観光地づくりを進めるために必要な財源を確保する観点から、7月に、観光審議会に対し、今後の観光施策や新たな財源の確保策、その財</p>

質 問	答 弁
<p>のか、懸念されるところであります。</p> <p>直近の導入事例である大阪府では、平成27年5月に有識者会議を設置、12月には最終報告書を取りまとめ、翌28年1月には、大阪府として宿泊税の導入を決定しているわけです。その後、議会への条例提案、総務省との協議を経て本年1月から制度がスタートしました。道とのスピード感の違いは歴然です。</p> <p>審議会の答申は、来年1月ともされていますが、今後、どのようなスケジュール感で道としての結論を得ようとするのか、知事の所見を伺います。</p> <p>(三) 民泊について</p> <p>1 条例制定の検討について</p> <p>次に、民泊について伺います。</p> <p>住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が6月に成立し、公布から1年以内に施行する規定となっており、来年1月施行との報道もあったが、現状は、来年6月施行で調整されているとのことであります。</p> <p>道は、周辺住民の生活環境への影響などを守るため、関係する札幌市などとの協議を進めるとともに、地域の実情を丁寧に把握し、区域や180日以内とされている営業日数を制限する条例制定を速やかに検討するとしてきました。</p> <p>民泊新法が6月施行となり、時間的な余裕ができたが、早期にかつ、慎重な検討が必要であります。</p> <p>道は、条例制定に向け、先日、有識者会議を開くなど検討を進められているが、有識者会議の主な内容と今後の対応について、スケジュールを含め伺います。</p> <p>2 新たな民泊のあり方と条例による制限について</p> <p>道は、民泊の動きに合わせ、「地域における新たな民泊のあり方」について検討会を設置し28年11月に中間報告を取りまとめましたが、民泊新法の成立・施行を踏まえ、早急に最終報告を整理し、道内関係者に周知する必要があると考えますが、今後の対応を伺います。</p> <p>また、中間報告では、地方部を「ふれあい民泊」、都市部を「まちなか民泊」と分けて、取り組みの方針を示しており、当然、条例による制限も、道内一律ではなく、地方部と都市部と分けて検討していくものと思われるが、どのように対応しようとしているのか、知事の所見を伺います。</p> <p>(四) IRについて</p> <p>1 依存症対策について</p> <p>先頃示されました、今秋にも提案を目指すとしてされている実施法案の骨格では、最も懸念が大きいギャンブル依存症について、日本人客の入場制限、マイナンバーによる入場把握、入場料の徴収、クレジットカードの利用は認めないなどの対策を行うとして、安倍首相は「世界最高水準のカジノ規制」と述べています。</p> <p>しかし、そうした対策の効果に疑問や不足点を指摘する声も多いわけですが、この度、示されました国のギャンブル依存症対策について、知事の所見を伺います。</p>	<p>源の用途について諮問するとともに、検討を行うための部会を設置をいたしたところであります。</p> <p>今後は、数回程度の審議を経て、検討結果を取りまとめた後、今年度中に、観光審議会からの答申をいただく予定としているところであり、その後、道としての方向性をお示しする考えであります。</p> <p>道といたしましては、引き続き、道民の皆様をはじめ、関係業界や経済団体等から広くご意見を伺いながら、財源の確保について検討を深めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>条例制定に向けた対応などについてであります。この度公布された民泊法では、生活環境の悪化を防止することが必要と認められる場合には、条例で区域を定め、営業期間を制限することができることとされており、道では、条例の検討に向けて、先般、学識経験者や関係団体などからなる有識者会議を設置したところであります。</p> <p>検討に当たっては、国から示された基本的な考え方を踏まえつつ、本道の地域特性や実情に配慮することが重要と認識しており、今後、有識者会議などにおいて、民泊の実施を制限する場合の区域や営業を禁止する期間について、意見の聴取を行い、年内には、道としての考え方を取りまとめ、道議会でのご議論も踏まえ、来年6月の法の施行に支障がないよう、年度内の条例制定に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>民泊のあり方についてであります。道では、近年、急速に増加している民泊に対応するため、本道にふさわしい適切な「民泊のあり方」についての中間報告において、近隣住民の暮らしへの配慮を前提とする「まちなか民泊」と、地域の魅力と直接ふれあい、交流人口の拡大をめざす「ふれあい民泊」の2つのタイプについて考え方を示したところであります。</p> <p>今後、こうした都市部とその他の地域の環境の違いなども踏まえ、地域の状況に応じた条例の制定に向けて、有識者会議をはじめ、各市町村や関係団体から、きめ細かく意見を聴取するとともに、8月に設置した札幌市など保健所設置市との連絡会議において、届出や指導監督等に係る連携体制の構築などについて検討を行った上で、「民泊のあり方」について取りまとめ、適正な民泊の推進が図られるよう、取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>IRに係る国のギャンブル依存症対策についてであります。本年7月に示された国のIR推進会議の取りまとめには、依存防止対策として、日本人及び国内居住の外国人に対する入場回数の制限やマイナンバーカードによる本人確認、事業者が実施する依存防止措置など厳しく規制する考え方が示されたところであり、道といたしましては、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、必要な対策を求めてまいります。</p> <p>また、IRに限らずギャンブル等依存症の予防や相談・治療体制などの対策については、別途、国として、関係行政機関が連携をし、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくものと認識しているところであり、道といたしましても、こ</p>

質 問	答 弁
<p>2 今後の手続きについて</p> <p>実施法が成立した場合には、国において基本方針が策定され、それを基に道が I R 事業者の公募・選定、区域整備計画の作成・申請に進むとされているわけですが、それでは、道は、どの時点で道内への I R 設置の是非を判断し、それに向けての道民の意向把握をどのように行うつもりか伺います。</p> <p>また、現在 3 カ所の候補地の絞り込みを知事はいつまでに行うのか見解を伺います。</p> <p>八 医療・福祉について</p> <p>(一) 医師確保について</p> <p>1 奨学金制度の対応について</p> <p>旭川医科大学が来年度募集から奨学金貸付の地域枠のうち 5 名の定員削減を表明しました。また、旭川医大の 29 年度の奨学金貸付の地域枠 17 名分のうち 8 名分の欠員も明らかにになりました。</p> <p>札幌医大は、奨学金貸付の地域枠を入試段階から別枠で確保していますが、旭川医大は、入学者の中から募集するので確実な確保ができていないようです。</p> <p>奨学金貸付の地域枠 3 2 名分は、入試段階から別枠にし、確実に人員を確保できるようにすべきと考えます。旭川医大の削減 5 名分への対応を含め、知事の認識を伺います。</p> <p>2 奨学金制度の見直しについて</p> <p>道は、地域の医師確保策として奨学金貸付を活用した地域枠医師が平成 38 年度以降、常時、160 人程度の医師が地域に勤務する見込みだと大々的に宣伝したところですが。</p> <p>しかしながら、今回の旭川医科大学の 5 名の定員削減と、定員の約半分の 8 名分の欠員は、道の地域枠制度の批判とも取れる対応と踏まえ、知事はどう認識しているのか伺います。</p> <p>また、現状では、各大学で独自の地域枠制度を設けているほか、新たな専門医制度による地域勤務の義務付けによって、道の奨学金制度の必要性自体が希薄となってきているのではないのでしょうか。道の地域枠制度自体の見直しや評価を行う必要があると考えますが、知事の認識を伺います。</p> <p>(二) 国民健康保険制度改革について</p> <p>次に、国民健康保険制度の都道府県単位化まで、半年となりましたが、準備作業は決して円滑とはいえないようです。</p> <p>道内での準備作業は、8 月に策定された運営方針に基づき、道と市町村の間で調整が進められていると承知しております。運営方針では、全道の保険料水準の統一化を 6 年後とし、激変緩和措置を設けるとしています。保険料の上昇幅の上限</p>	<p>うした国の依存症に関する検討状況を踏まえ、道内における依存症対策を推進をしてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>I R に関する今後の進め方についてであります。現時点においては、具体的な国の考え方が定まっていなかったことなどから、道といたしましては、I R の導入について判断していないところでありますが、I R に期待される効果やギャンブル依存症といった社会的影響などについて道民の皆様方に理解を深めて頂くよう、今後、道内各地域でセミナーを開催をし、I R に関する情報提供を行うことといたしているところであります。</p> <p>また、I R 候補地については、I R 事業者の各地域への関心の程度や具体的な提案内容が重要でありますことから、誘致を表明している地域における検討状況や I R 事業者の意見などをもとに、有識者のご意見を伺うとともに、道議会においてご議論もいただきながら I R 候補地のあり方を含めた検討を深めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>地域枠医師についてであります。道では、地域の深刻な医師不足等を踏まえ、国の緊急医師確保対策等に基づく暫定的な医学部入学定員増に必要な修学資金の貸付制度、いわゆる地域枠制度を平成 20 年度に創設をし、各医育大学に検討していただいた結果、札幌医科大学においては、貸付制度と連動する特別枠を設け入試選抜をすることとなり、旭川医科大学においては、入学者全員を対象として修学資金の貸付を募集することとなったところであります。</p> <p>私といたしましては、医師の地域偏在の解消を図る上で、地域枠制度は有効な手立てと認識をしているところであり、現状の地域枠を維持するため、このたびの旭川医大の入学定員の取扱いを踏まえ、来年度から、5 名分の修学資金貸付枠について、新たに北大の医学部入学者を対象として募集するなどして、引き続き、地域医療の確保に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>地域枠制度についてであります。このたびの旭川医大の入学定員の取扱いを受け、道といたしましては、地域の深刻な医師不足等への対応について道医師会や市町村などと連携しながら、実効性のある取組としていく必要があるものと認識を強くいたしましたところであります。</p> <p>道といたしましては、今後とも、地域枠医師がキャリア形成を図りながら地域医療に貢献できるよう、新たな専門医制度はもとより、地域医療構想の進捗状況や次期医療計画なども踏まえつつ、地域枠医師の専門医資格取得状況や配置先医療機関、専攻する診療科などについて、医療対策協議会で十分な検証を行った上で、今後とも、制度の見直しについて検討を進めてまいります。</p> <p>(辻副知事)</p> <p>新たな国民健康保険制度に関する市町村への対応についてであります。道では、平成 30 年度から始まる新たな国保制度に向けて、全道各地で会議を開催するほか、市町村を個別に訪問するなど、市町村と協議を重ね、8 月には国保運営方針を策定したところであります。</p> <p>今後は、市町村におきまして、住民の方々への丁寧な説明</p>

質 問	答 弁
<p>については、前年度5%を2%に抑えるなどの変更が続いています。こうした状況では、住民への説明に苦慮している市町村もあると推測しますが、住民の理解は進んでいるのか、知事の見解を伺います。</p> <p>また、市町村の国民健康保険特別会計において負担する費用などに対する交付金や市町村からの納付金の徴収に関する事項などを定める道条例の制定について、3定提案を見送り、4定提案に変更しましたが、道条例制定後に関係条例を制定・改正することとなってしまう、市町村の制度移行準備への支障が懸念されますが、今後の対応を伺います。</p> <p>(三) 子どもの貧困対策について</p> <p>知事は、第2回定例会において、今後のフォーラムの開催や道の広報媒体物の活用、企業などとの連携など取組を示しました。こうした取組は、知事のやる気一つで対応の加速化が十分可能となりますが、例えば、道のホームページを見ても、どこをどう探しても道の取組を知ることができません。貧困対策推進計画の策定から1年9か月、子どもの生活実態調査の公表からでも3か月が経過しましたが、依然として道民には道の取組は見えず、知事の言う道民意識の醸成と参加には程遠い状況です。道民に約束した年内のフォーラム開催、道の広報媒体物であるホームページや広報誌の活用、企業等が発行する雑誌への掲載などについて、現在、どのような取組状況なのか、具体的に明らかにしてください。</p> <p>九 手話言語等に関する条例について</p> <p>先日開催された北海道障がい者施策推進審議会の意思疎通支援部会で、手話言語等に関する条例を「意思疎通に関する条例」と「手話に関する条例」の2つの条例を制定することで、委員全員の了承が得られました。</p> <p>条例のあり方そのものをはじめとして、活発な議論を重ねた委員や関係者の努力に敬意を表します。</p> <p>昨年度、設置された部会の開催は、今回が実に7回目ですが、知事の出席ははじめてでした。公約として打ちだした当事者として、もっと積極的にリーダーシップを発揮していれば、もっと早くまとまっていたと思うと、知事に対する不満が残ります。</p> <p>部会では、条例の名称がわかりにくい点や条文の内容への意見も出されました。また、障がい者コミュニケーションでは、口文字や知的障がい者、発達障がい児者への対応も含めて全国のモデルとなるような条例になるようにとの期待も語られたところです。</p> <p>部会が出した判断への所見を伺うとともに、全国のモデルとなっていくような条例をどう作り上げていくのか伺います。さらに、作業の進展によっては、来年第1回定例会での制定も可能だと考えますが、制定時期について、知事の意気込みも含めた見解を伺います。</p> <p>十 民族共生象徴空間について</p> <p>先住民族であるアイヌ文化や尊厳を守る要として、国が進めている「民族共生象徴空間」について、7月末に、赤れんが庁舎の前庭にカウントダウンボードが設置され、1千日前記念のセレモニーが行われました。庁内には民族共生象徴空間開設準備支援プロジェクトチームを設置するなど、順次体制を充実して、これまで以上にこの事業の準備にしっかり</p>	<p>が必要と考えており、道では、保険料の平準化や制度移行の意義に関する住民向け資料を各市町村へ提供するとともに、個別に説明・助言も行っているところであり、引き続き市町村と連携し、住民への周知に努めてまいる考えでございます。</p> <p>また、各市町村の条例改正をはじめとする制度移行を円滑に進めるため、これまでも納付金の仮算定など必要な準備に努めてきたところであり、今後とも保険料を含む予算編成に関する情報提供や助言に努めるなど、きめ細やかな支援を行い、制度移行に万全を期してまいる所存であります。</p> <p>(知事)</p> <p>子どもの貧困に関する道民意識醸成のための取組についてですが、道では、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長するためには、道民の皆様方が貧困を理解し、地域で見守り、応援する機運の醸成が重要と考えるところであり、これまでセミナーや研修会を通じて情報発信を行ってきたところでもあります。</p> <p>道といたしましては、更なる道民意識の醸成を図るため、ウェブサイトのトップページに見出しを新たに設けることや「広報紙ほっかいどう」12月号での紹介をはじめ、市町村や企業の広報媒体への年内の掲載に向けて準備を進めているところでもあります。</p> <p>また、これらに加え、パネルディスカッションや資料展示などを通じて、貧困の現状や地域の取組を道民の皆様方に直接お伝えをするフォーラムを12月に開催することといたしているところであり、子どもの貧困を身近な問題として多くの方々にご理解をいただき、地域の支援の輪が広がるよう情報発信の一層の充実に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>手話に関する条例等についてであります。道では、「障がい者施策推進審議会」に意思疎通支援部会を設置し、条例についてご検討いただいていたところであり、有識者やさまざまな障がい当事者の皆様方の総意として、この度、「基本的な考え方」が取りまとめられたことは、条例制定に向け、大変意義深いものと考えているところでもあります。</p> <p>私といたしましては、この基本的な考え方を踏まえ、手話が言語であることの認識の普及等を図るための条例とともに、手話をはじめ、点字や要約筆記など、多様なコミュニケーション手段の理解促進などを総合的に図るための、他県に先駆けとなるような条例を制定したいと考えているところであり、今後、この部会において、具体的な条例の内容やわかりやすい名称などについて、引き続き、丁寧に議論を重ねていただき、できるだけ早期に成案を得てまいりたいと考えています。</p> <p>(知事)</p> <p>次に民族共生象徴空間についてであります。国においては、本年3月に博物館の外観や公園全体のイメージ図を公表し、現在、施設の建設工事を鋭意進めているところであり、道においても、国及び企業等との連携によるプロジェクトチームを設置をし、誘客促進等の企画検討を進めるとともに、</p>

質 問	答 弁
<p>と取り組んでいくと、記者会見での知事の発言もあったところ からです。</p> <p>しかし、オール北海道としての機運の高まりという観点 においては、第2回定例会でのわが会派代表格質問で質した 時点と何ら変わりがないように感じます。</p> <p>道民の認知度をどう踏まえて機運をどう高めていくのか何 うとともに、年間来場者100万人の達成に向けて、国、道、 自治体の役割分担を含め、どう取り組むのかを伺います。</p> <p>十一 オリンピック・パラリンピックについて (一) 国や札幌市との連携等について</p> <p>IOCのオリンピック・パラリンピック開催地決定方針が 変更となり、夏については、二回分が一括決定されました。 こうした状況を受けて、道は、札幌における冬のオリンピッ ク・パラリンピック招致に向けて、JOCや札幌市とのよう に連携しているのかを伺います。</p> <p>また、現在、開催概要が固まらない状況ではありますが、 帯広などの広域開催についての調整はどのような状況にな っているのか、今後どう進めるのかをお併せて伺います。</p> <p>(二) 道の負担について</p> <p>道は、東京オリンピック・パラリンピックに対して財政負 担は行わないとのこと。しかしながら、札幌が広域開催 する場合、当然、財政負担の議論が出てくると思いますが、 札幌が招致を進めるにあたって、札幌との連携の上で、計画 性を持って進めるべきだと考えますが所見を伺います。</p> <p>十二 災害対策について (一) 災害復旧について</p> <p>さて、この度の石狩地方の集中豪雨により被害を受けられ ました皆様に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>本道を襲った昨年8月の連続台風から一年余りが経過しま したが、道内各地の被災地での災害復旧状況は本年8月現在 で被災788カ所に対し、工事完了または着手済みの箇所は</p>	<p>開設1000日前にあたる7月29日に、札幌、白老、室蘭 同時に、カウントダウンセレモニーを開催したほか、周辺交 通アクセスの整備を図るなど、開設に向けた取組を加速をい たしているところであります。</p> <p>一方、イランカラブテ音楽祭やアイヌ舞踊等のイベントの 開催、アイヌ文様を活用した商品の製作、伝統料理の提供な ど、地域や企業等が主体となった取組も、徐々に広がってい るところであります。</p> <p>私といたしましては、先般視察したハワイのポリネシア・ カルチャー・センターのような持続的かつ魅力ある事業展開 ができるよう、プロジェクトチームにおいて、象徴空間の施 設や運営体制の整備に関し検討を深め、国に対し、効果的な 提案を行うとともに、道民機運の一層の盛り上げはもとより、 国内外でのプロモーション活動や広域的な周遊ルートの構 築、受入環境の整備などを推進し、来場客目標100万人の 実現と本道の活性化をめざし、積極的に取り組んでまいりま す。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招 致についてであります。先般、IOCにおいて、開催都市の負 担を軽減する方針が示され、これを受け、現在、JOCでは、 国内選考の進め方等について検討を行っているところであ り、道と札幌市では、こうした状況や欧米各都市の立候補に 向けた動きなどについて情報収集を行っているところであり ます。</p> <p>また、広域開催の候補となっている帯広市、倶知安町及び ニセコ町については、JOCや海外の専門家からご助言をいた だくとともに、開催に向けた検討状況や今後のスケジュール などについて情報共有を行っているところであります。</p> <p>道といたしましては、冬季オリパラの招致は、全道の活 性化に繋がる好機と考えているところであり、今後とも、札幌 市や関係自治体などと連携を図りながら取り組んでまいりま す。</p> <p>(山谷副知事)</p> <p>2026年冬季オリンピック・パラリンピックに係る財政 負担についてであります。2020東京オリンピック・パ ラリンピックにおきましては、都外の開催地における経費に ついて、宝くじの収益等を活用し、所要の財政措置が講じら れる見通しとなったところであります。</p> <p>道といたしましては、こうした動きを踏まえながら、札幌 市に対し、競技施設の整備や運営費の負担については、これ までのオリンピックのルールに則るとともに、国の支援制度 の効果的な活用を図ることなどの、提案を行ってきていると ころであります。</p> <p>今後、IOCが求める施設の基準や、大会の運営方法につ いて情報収集を行うとともに、JOCの立候補に向けた考え方な どを踏まえながら、開催内容の充実や必要な経費の計画的な 確保が図られるよう、札幌市や関係市町村と連携をし、招致 の実現に向けて取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>災害復旧についてであります。道では、昨年大雨によ る災害復旧工事の早期実施に努めてきたところであります が、一方で、人員や資機材の不足などにより一部の工事で遅 れが生じているところであります。</p> <p>このため、入札参加要件の緩和などのほか、国や関係団体</p>

質 問	答 弁
<p>5 2 1 箇所、約 7 割となっていますが、最も被害が甚大な十勝地方での河川、道路、橋梁、砂防などの復旧工事は全体の 5 割の進捗状況にとどまっており、復旧工事の遅れの要因として技術者や技能労働者などの人員やコンクリートブロックなどの資機材の不足が指摘されています。</p> <p>これに対して道はこれまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組むのか伺います。</p> <p>(二) 防災、減災の取り組みについて</p> <p>6 月に設置された国、道、市町村などの関係機関による「減災対策協議会」は、水害のリスク情報や河川整備の取組状況などを共有し合うための機関と認識しますが、道として防災、減災対策を進めるうえで、そこでの協議や検討された事項をどう活用し、進めていこうとしているのか、知事の見解を伺います。</p> <p>十三 海岸漂着物対策について</p> <p>北海道の海岸線延長は全国の約 1 0 パーセントを占め、さらに海岸漂着物は全国の 2 割から 3 割が北海道の海岸に流れついていると推計されます。</p> <p>沿岸市町村は、厳しい財政状況の中、海岸の景観保全や漁業などへの影響を考慮して、海岸漂着物の回収、処理を行っています。</p> <p>平成 2 6 年度までは国が経済対策の観点からも設けたグリーンニューディール基金を活用し補助率 1 0 分の 1 0 で対応してきましたが、この基金事業の終了後は、国庫補助事業とされています。補助率は、1 0 分の 7、離島のみ 1 0 分の 9 で、市町村は負担分をひねり出すことに苦勞しております。何より予算確保が十分ではありません。</p> <p>増加する漂着物は外国からのものも多く見られ、危険性を帯びた漂着物もまじります。国土保全の観点からも、国及び道が負担すべき性格のものではないでしょうか。</p> <p>国及び道の負担と十分な予算を確保すべきと考えますが、今後の対応、見解を伺います。</p> <p>十四 住宅供給公社について</p> <p>次に、平成 2 7 年度包括外部監査で、長期事業未収金の不明残高や南幌町みどり野の土地の評価損などが指摘され、この 2 年間の決算で 3 5 億円以上の特別損失を計上しており、特定調停時に決定された事業計画、いわゆる返済計画への影響が懸念されております。</p> <p>公社事業においては、今後、分譲事業や割賦事業に係る収入の減少が見込まれているのですが、今回公表された見直し案の内容では、住宅金融支援機構へは平成 4 5 年度まで、道へは 6 2 年度までと、償還期限を変更せずに完済を目指すものとなっております。</p> <p>公社はどのような考えで債務を返済しようとしているのか、また、公社の設置者として、道はどのように指導・監視し、責務を果たそうとするのか知事の見解を伺います。</p>	<p>とも連携をし、必要な資機材の確保が図られるよう継続的に需給状況の把握に努め、調整を図ってきたところであります。</p> <p>今後とも、こうした取組を進めるとともに、工事箇所の現場状況を十分に考慮した発注に努めるほか、資機材の調達状況に応じ、弾力的な工期の設定を行うなど、事業の円滑な執行に努め、地域住民の方々の安全・安心な暮らしを確保するため、一日も早い公共土木施設の復旧に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(窪田副知事)</p> <p>災害対策に関し、防災、減災の取組についてでございますが、道では、昨年 8 月の一連の台風災害を踏まえ、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するものとの考えに立ち、社会全体で災害に備える水防災意識社会の再構築の取組を早急に推進していくことが重要と考えているところでございます。</p> <p>このため、本年 6 月から、減災対策協議会を振興局などの地域ごとに開催し、洪水被害を軽減するための施設整備や水位情報の提供など、円滑な避難のための取組といった地域で共有すべき防災に関する情報をとりまとめることといたしたところでございます。</p> <p>今後、道では、この協議会での検討内容を踏まえ、地域との連携を一層強めながら、ハード・ソフト対策をより計画的・一体的に推進するなど、防災・減災対策に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>(窪田副知事)</p> <p>海岸漂着物対策についてでございますが、道では、海岸漂着物対策推進計画に基づき、漂着物の円滑な処理と発生抑制に取り組んでまいりましたが、近年、その回収・処理に対する国庫補助金の補助率の引き下げなどにより、地方負担が増大をしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、漂着物の原因にもなるごみの投棄防止に係る普及啓発や流木等の下流域への流出防止対策に取り組むとともに、国際的な対応を含め、漂着物対策は、まずは国において取り組んでいく課題でもありますことから、十分な予算の確保と、補助率の引き上げなどについて要望してきたところであり、今後とも、市町村をはじめ、全国知事会と一層の連携を深め、国に対し、強く働きかけてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(知事)</p> <p>住宅供給公社の事業計画の見直しについてでございますが、公社では、2 7 年度の包括外部監査の指摘を踏まえた会計処理が特定調停に基づく将来の返済計画に影響を及ぼすことがないよう、このたびの見直しにあたっては保有する業務用地の賃貸化のほか、賃貸住宅の家賃などの改定や管理方法の効率化、公社の事務管理経費の削減などにより新たな返済財源の確保を図る内容としたところであります。</p> <p>これにより、住宅金融支援機構に対する債務は、4 5 年度に完済をし、道からの借入金についても 6 2 年度までに完済する計画としたところであります。</p> <p>道といたしましては、公社が今回見直した計画を着実に実行し、債務を返済していくことが重要であると考えているところであり、引き続き副知事をトップとする運営監視委員会において進捗状況を把握するほか、随時、専門家の意見を伺うな</p>

質 問	答 弁
<p>十五 教育課題について (一) 高校教育について 次に、これからの高校づくりに関する指針の素案について伺います。 これまでの指針によって、道立高校の配置は、中卒者数を基礎とした再編整備、特色ある高校づくりが進められてきました。 その結果として、地理的条件によって通学困難な生徒や保護者の負担が増大し、更に、地域における人材育成に大きな影響を与えることになってしまいました。このことは、教育長も十分に理解しているはずであります。 今、北海道の高校配置に求められているのは、これ以上再編整備を進めることではありません。他都府県と足並みを揃えようと、望ましい学級数にこだわることや、学校間格差を広げるようなことよりも、地域における後期中等教育の機能を維持するために汗をかくことです。 教育長の見解を伺うとともに、これからの高校づくりに関する指針がどのような役割を果たすべきと考えているのかを伺います。</p> <p>(二) 全国学力・学習状況調査について 1 調査の目的について 先月末、今年度の全国学力・学習状況調査の北海道の結果が公表されました。結果について教育長は、「全国平均以上に達していないものの、小学校・中学校ともに全国との差が縮まるとともに、正答数の少ない児童生徒の割合が減少する傾向」とコメントしました。 この調査は、教育の機会均等と水準維持の観点から把握分析、課題検証、改善を目的としているはずですが、教育長のコメントにおいても、残念ながらいまだに学力調査結果の向上ばかりを目標とする風潮が見られます。この点についての教育長の見解を伺います。</p> <p>2 目標設定について また、コメントでは、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、それらを活用する力や主体的に学習に取り組む態度などの必要性に触れられています。 仮に今後も調査を継続されるのであれば、平均点以上といった漠然とした目標ではなく、北海道の子どもにとっての学力を明確にし、主体的に学ぶ力をどのように育成するかといった観点も持ち合わせた目標設定とすべきと考えますが、教育長の所見を伺います。</p>	<p>どして公社経営の指導・監督の強化に努めてまいる考えであります。</p> <p>(教育長) これからの高校づくりに関する指針についてでございますが、中学校卒業生数が今後も減少することが見込まれる中、教育水準の維持向上に向けて、教育環境の充実を図るためには、高校の再編は避けて通れない課題であると考えておりますが、広域分散型の本道においては、人口減少社会への対応や地域を担う人材の育成などの観点から、地域における教育の機会を確保することが、これまで以上に重要であると認識をいたしております。 こうしたことから、このたびお示しした「指針」の素案においては、第1学年1学級の高校のうち地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い小規模校を、「地域連携特例校」として存続を図ることとし、地域における、高校の教育機能の維持向上に向けた取組等を勘案した上で、再編基準を緩和することとしたところであり、今後は、高校の在り方などについて、地域の方々の御意見を、より一層丁寧に伺うなどしながら、検討を進めていく必要があると考えております。 道教委といたしましては、こうした小規模校の取扱いなど、高校配置に係る基本的な考え方や地域の特性を生かした活力と魅力ある高校づくりなどを盛り込んだ新たな指針の下で、未来を担う人材の育成に向けて教育環境の一層の充実にも努めてまいる考えでございます。</p> <p>(教育長) 全国学力・学習状況調査についてでございますが、本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としており、道教委としては、平均正答率のみならず、質問紙調査など様々な結果を分析・活用し、こうした検証改善サイクルの確立を通じて、子どもたち一人一人に基礎的・基本的な知識・技能はもとより、それらを活用する力や主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を確実に身に付けさせることを目指し、子どもたちの豊かな学びの実現に向け、学力向上の取組を進めてきたところでございます。</p> <p>(教育長) 今後の目標についてでございますが、道教委では、これまで、全国平均以上という目標を掲げ、市町村教育委員会や学校、家庭、地域と連携し、授業改善と望ましい生活習慣の確立に向けた取組を進めてきたところであり、一定の成果が現れてきたものと受け止めているところでございます。 今後は、こうした取組の成果等を踏まえ、本道の子ども一人一人に社会で自立するために必要な学力を一層確実に身に付けさせるため、大学関係者などの有識者や市町村教育委員会、学校、PTAの協力も得るなどいたしまして、無解答の状況や主体的に学習に取り組む態度など、子どもたちの学力や学習状況をきめ細かく分析した上で、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善につながる具体的な目標を検討し、学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上の取組を進めてまいる考えでございます。</p>

質 問	答 弁
<p>(三) 教職員の長時間労働について</p> <p>最後に、教職員の長時間労働について伺います。</p> <p>様々な調査からも明らかなように長時間労働は一向に歯止めがかかっておりません。これは、明らかに教職員の業務内容が多すぎるのが原因です。国が進める部活動指導員や事務補助員などのほんのわずかな増員では全くと言っていいほど業務負担軽減にはつながらず、逆に指導上の課題の発生や業務の煩雑化につながる懸念がありますが、教育長の見解を伺います。</p> <p>また、北海道として業務負担軽減にどのように取り組んでいくのか、併せて伺います。</p> <p>さらに、勤務時間の把握も十分になされていない現状について、どのように対応しているのかを伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>教職員の長時間勤務についてでございますが、昨年度、道教委が実施した調査の結果においては、平成20年度に実施した前回の調査や、国の調査と比較して、改善は見られるものの、月80時間を超えて時間外勤務を行っている教頭の割合が、小・中学校とも7割を超え、全国平均を上回っていることや、部活動に係る教諭の従事時間が全国平均よりも長いこと、また、勤務日の残業時間に行う業務の中で授業準備等に従事する時間が最も長いことなどの課題が明らかになったところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、今回の調査結果をもとに、その要因や背景などを分析しながら、部活動休養日の完全実施や調査業務の見直しなどに、直ちに取り組むとともに、市町村教育委員会や教員、PTAなどで構成する時間外勤務等縮減推進会議でご議論をいただきながら、外部人材の活用や、勤務時間の客観的な把握などについて、検討を行い、具体的な施策を盛り込んだアクションプランを年度内を目途に作成をし、時間外勤務の縮減に向けて、取組を着実に推進してまいりたいと考えてございます。</p>

平成29年第3回北海道議会定例会 代表質問 再質問

年月日 平成29年9月15日(金)
質問者 民進党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について (一) 知事の本選について 1 本選の自粛・禁止について</p> <p>立憲主義と本選についての見解を伺いましたが、知事からは「憲法論にも関わる問題であるので、広範な国民議論が必要と考える」との答弁でした。</p> <p>総務省の「首長の本選問題に関する調査研究会」の「立憲主義及び民主主義の原理と本選の関係についての報告」では、「人間の権利・自由を保障するために、権力を法的に制限すべきであるとする立憲主義の考え方から、本選制限は地方公共団体の長の権力をコントロールする合理的な手法の一つとなり得る」とし、また、「本選の結果、選挙の実質的な競争性が損なわれているとすれば、選挙の競争性を確保し、政策選択の幅を広げる手法の一つとして、本選制限を位置付けることができ、本選制限は民主主義の理念に沿ったものと考えられることができる」と報告されております。</p> <p>また、本選制限と憲法との関係については、「立憲主義及び民主主義の観点からも、第14条の法の下での平等に反するものではない。第15条の普通選挙の保障に反するとは言えない。第22条の職業選択の自由に反するものではない。第92条の地方自治の本旨に反するものではない。第93条の首長の直接選挙に反するものではない」と結論づけ、地方公共団体の長を本選制限の対象としても憲法上問題はない、とするのが総務省の見解です。併せて、附帯文には、「本選とは、同一人物が同一地方公共団体で、通算3期以上、首長に就任すること」とされております。</p> <p>実際に、埼玉県、神奈川県など15以上の自治体で、首長自らが本選自粛及び禁止条例を提案・制定されております。知事は本選自粛及び禁止についてどのように認識されているのか伺います。</p> <p>2 任期について</p> <p>2015年の日本世論調査会の調査では、首長の本選について制限すべきとの回答がパーセントと過半数を超え、適切な任期は2期とするという回答が53パーセントにも達しています。</p> <p>全国の知事で4選以上は10人、そのうち5選以上は、現状、5期の兵庫県知事、6期の石川県知事のみです。知事は、全国知事会でも古参の知事の仲間入りを果たしました。</p> <p>一方、本選首長はリーダーシップが安定し、施策の実行力が高まり、腰を据えて長期的な計画に取り組むことができるなどのメリットがあります。しかし知事は、残念ながら、重要な案件は全て国の判断を仰ぎ、決めることができない知事というレッテルが貼られているようであり、失政がないのは何もしないからとも評価され、実際、就任当初から長期的に取り組んでいるはずの少子化対策も、全く功を奏していません。</p> <p>知事は残り1年半の間に、本選首長の強みをどのように発揮し、これらの評価を払拭するお考えなのかお聞きします。</p> <p>(二) 日米共同訓練へのオスプレイ参加について 1 知事の認識について</p> <p>この度の訓練は沖縄の負担軽減を掲げていますが、いわゆる訓練転移で沖縄での訓練が軽減したとは沖縄自身が認めて</p>	<p>(知事)</p> <p>自治体の長の任期についてであります。首長の中には、自らの考えにより、任期を一定の期間とする場合があることや、立憲主義などの観点から、任期に制限を設けるべきといった様々な考え方があると承知をしているところであり、こうしたことについては、地方自治制度などに大きな影響を与えるものであり、今後、幅広い議論が必要と考えます。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、道政運営についてであります。私は、知事に就任して以来、現場主義を貫き、可能な限り地域を廻り、多くの方々から直接お話を伺いする中で、常に最善の方策を求めて、道政運営に当たってきたところであります。</p> <p>今後とも、本道が抱える様々な課題の解決に向けて、多様なご意見に真摯に耳を傾けながら、道民の皆様方にとって何が大切かを第一に考え、あらゆる政策手段を活用しながら、全力で道政を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>日米共同訓練に係る認識についてであります。日米共同訓練については、「我が国の安全保障環境が厳しさを増してい</p>

質 問	答 弁
<p>おりません。単に国の見解だけで、こうした事実を認識せず、また、オスプレイについても安全性が担保されないままで、訓練参加を容認したことは、事前に訓練参加の自粛まで要請しながら、道民の安全・安心を本当に守る気があるのか非常に疑問を持たざるを得ない対応です。本当に守る気があるのであれば、今後も予想される共同訓練へのオスプレイ参加について毅然とした態度で臨むことを求めたいと思いますが、知事の所見を伺います。</p> <p>2 情報公開等について</p> <p>情報提供についても、千歳基地での共同訓練では事前のブリーフィングが行われ、なぜ今回の共同訓練では出来ないのでしょうか、何の違いがあるのか、そのことを確認もせずに、同様の情報提供を求めることすらしない知事の姿勢は、全くもって理解できません。当該自治体や地域住民が抱える不安を少しでも払拭するためにも、事前のブリーフィング開催などを強く求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>二 交通政策について</p> <p>(一) JR北海道の業務見直しについて</p> <p>1 国の支援等について</p> <p>次に、時間が限られている中で、JR北海道への支援をどうまとめようとしているのかと伺いましたが、相変わらず具体的な方向性は見えてきません。道としての支援の考えも相変わらず示されません。「国の動向を踏まえつつ、議会の議論をいただきながら、道としての支援を検討」と言うのですが、地域協議を前提として、国や道の考え方、最低限でも方向性の提示は必要です。国の支援をどう求め、道の支援を具体的にどう示していこうとするのか、地域協議に向けた道の支援について、知事の所見をあらためて伺います。</p> <p>2 JR北海道の姿勢について</p> <p>JR北海道の島田社長は、路線の見直し問題で、「バス転換を示している5区間について、あらためてバスにするとどうなるかという提案を具体的に作り上げていく」と、鉄路廃止をあくまで前提として、バスを含めた新しい交通網の具体案づくりに着手する考えを示しました。これまで示された方針ではありますが、まさに地域の協議が進められている中で、議論に水をさす非常に無神経な対応ではないでしょうか。知事はこれらのJR北海道の発言をどう捉え、対処しようとするのか、認識を伺います。</p> <p>(指摘) オール北海道での体制づくりについて</p> <p>また、地域のJR北海道や国との協議を支えていくためのオール北海道での体制づくりについて伺いましたが、「市長会、町村会はもとより、経済団体や観光、物流関係者など、より幅広い関係者に、全道的な機運を高めながら問題意識を共有し、議論を進める」とのことでした。</p> <p>しかし、真のオール北海道の体制づくりを進めるためには、しっかりとその取組が進められなければなりません。より、広範な分野の各界、各層の道民にまで、知事自らが問題意識を持って呼びかけ、鉄路を維持するための共通した認識を共有できるよう強く指摘します。</p> <p>(二) 空港運営の民間委託及び千歳基地滑走路の活用について</p> <p>空港運営の民間委託に重要な関係を持つと思われる千歳基地の滑走路の活用検討について、民営化とは全く別の課題と</p>	<p>中、地域の安定化のため極めて重要である」との説明が国からあるとともに、訓練活動に伴う沖縄の負担軽減に寄与するものであると受け止めているところでありますが、オスプレイの飛行については、道民の間に、不安や懸念もあるところでもあります。</p> <p>私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、国の責任において、安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>情報提供などについてであります。日米共同訓練の実施にあたっては、これまで国に対し、地元自治体とも連携の上、十分な説明を求めてきたところでありますが、先般、私が防衛大臣にお会いした際にも、本道における訓練について、できる限りの情報を提供してもらおうよう、直接、要請をしたところであり、今後とも国に対し丁寧な情報提供がなされるよう求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>JR北海道の経営再生と鉄道網の持続的な維持に向けては、国の抜本的な支援とともに、地域の実情を踏まえた実効性のある方策が、一体的に講じられることが必要と考えるところであり、道といたしましては、今後、JRの経営に対する国の関与や、これまでの経緯などを踏まえるとともに、私自身が先頭に立って、実効ある支援が講じられるよう、オール北海道で国に強く求めてまいります。</p> <p>また、道の支援についても、今後、地域における検討・協議の状況や、道議会でのご議論を踏まえつつ、必要な支援について検討してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>去る9月13日の社長の定例記者会見における鉄道網の見直しに関する発言については、沿線自治体の長からは、JRに対する不信の声があがっており、現在、全道各地において行われている、地域における検討・協議に影響を及ぼしかねないと考えているところでもあります。JRにおいては、公共交通の担い手としての使命を自覚し、道や関係自治体との確かな信頼関係のもと、地域に根ざし、地域とともに発展するとの基本認識に立ちながら、経営再生に取り組むことが求められるところであり、今後、強く求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>千歳飛行場の活用による空港民間委託への影響についてであります。国交省においては、訪日外国人の目標達成など</p>

質 問	答 弁
<p>の認識が示されました。果たしてそうでしょうか。国内有数の離発着数を持つ新千歳だからこそ、ほかの6空港を一括化するプランが成り立っています。その軸となる新千歳の条件が大きく変わることがなぜ関係ないのでしょうか。</p> <p>また、新千歳ばかりが強化される現状は、7空港一括民営化の大きな理由でもある新千歳への一極集中の回帰にも大きな疑問を持たざるを得ません。私の地元である函館空港などでは、今でもアジア路線の撤退が続いています。</p> <p>実施方針策定時に向けた千歳基地活用の影響について、再度認識を伺います。</p> <p>(指摘) 今後の財政健全化について</p> <p>知事は、今後の財政健全化について、道財政の着実な健全化を図られるよう、行財政運営方針を見直すことと答弁しました。実質公債費比率などの財政健全化目標を達成していくことは、知事自身が定めた目標であり、重要なものでありますが、一方で、道はこれまで道民や職員に過大な負担を強いる手法で財政健全化を進めてまいりました。</p> <p>今後の見通しに当たっては、これまでの経緯を十分に踏まえ、過大な負担を各方面に求めるようなことはなく、その上で、実質公債費比率の改善などの目標を達成するなどの財政健全化を進めていくべきであり、その点を強く指摘しておきます。</p> <p>(指摘) 自治体の基金について</p> <p>次に自治体の基金についてです。知事は、自治体の基金について、全国知事会議においての主張の内容を答弁されました。知事がこの問題を非常に重要ととらえていることは伝わってきますが、霞ヶ関の省庁からは、自治体、とりわけ市町村の基金が、この10年間で大幅に増加している事実を問題視する声が、いまだに聞こえてきています。</p> <p>基金を理由とする、地方財政へのしわ寄せ、締め付けが起きないように、しっかりと取り組まれるよう指摘します。</p> <p>三 エネルギー政策について</p> <p>(一) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について</p> <p>先ほど、知事の答弁は条文の一部を繰り返し読み上げ、その結論として、受け入れ難いとするという答弁でした。主体性が感じられません。この13日、生活クラブ生協など4団体が知事あてに最終処分に関する申し入れを行ったと承知していますが、こうした知事の煮え切らない態度に不安を持った現れではないでしょうか。オスプレイの受け入れと同時に最終的には国の考えに追随し、その判断は国任せとなるという強い危機感を持ちます。</p> <p>そこで伺いますが、知事は、地層処分についてどのようなリスクがあると認識しているのでしょうか。また、なぜ率直に受け入れに反対と示すことができないのか、その理由についても伺います。</p> <p>四 一次産業振興について</p> <p>(一) 日欧EPA交渉及び食料自給率について</p> <p>次に日欧EPA「大枠合意」における北海道への影響について、北海道の第一次産業を守る立場にいる知事としてあまりにも認識が軽すぎます。豚肉やチーズでの生産者への大打撃に対し、ホタテや日本酒の輸出増加が期待されることで、なにやら帳尻合わせととれるように聞こえる答弁でした。</p> <p>私はそんなに楽観的には考えられません。例えばワインひとつ見ても、道の音頭で進めてきた道産ワインプロモーション研修に参加されるワイナリーや、果樹園のみなさんの土気</p>	<p>に向け、千歳飛行場の滑走路の活用等に関する調査費を来年度の概算要求に盛り込んだと承知いたしております。</p> <p>道といたしましては、現在、取り組んでいる道内空港の一括民間委託により、道内13空港による航空ネットワーク全体の充実強化などを目指しており、今年度内に実施方針を策定し、関係自治体の意見も伺いながら、国など各空港管理者との連携を図り、2020年度中の道内7空港の一括民間委託の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要性があり、地層処分については、その処分方法の信頼性向上が求められていると認識をいたしております。</p> <p>私たちが特定放射性廃棄物に関する条例を有していることは重いものであり、私自身、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と考えるところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>次に一次産業に対する認識などについてであります。北海道の農林水産業は、関連産業と結びつき、地域の基幹産業として経済や社会を支えるとともに、その生産性、競争力の強化を図り、安全・安心で良質な食料を安定的に供給することにより、我が国の食料自給率の向上に大きく貢献できるものと考えます。</p> <p>私といたしましては、農林水産業をめぐる国際環境が一層厳しさを増すと危機感を持って、今後とも、その持続的な</p>

質 問	答 弁
<p>を挫きかねないものだと思います。その一方で、知事は日本の食料自給率を支えるために計画的に食料自給率や消費拡大を進めると答弁しているのですが、これは矛盾していませんか。日欧EPAやTPPに関して、政府に唯々諾々として従いながら、本道の一次産業の将来について楽観的な見通しを語る知事は、本当に本道の第一次産業を守っていかうと考えておられるのか、改めて認識を伺います。</p> <p>また、食料自給率向上に本道農業が果たす役割について、改めて見解を伺います。</p> <p>五 労働問題について</p> <p>(一) 北海道働き方改革推進方策について</p> <p>知事は、本道において産業の担い手不足や消費の減退による地域経済への影響が懸念されるとの認識を示しましたが、これらは、遠い未来の懸念ではなく、既に現れている深刻な現象です。また、長時間労働等により過労死や過労自殺に追い込まれる方々、その予備軍ともいえる精神疾患を患う方も未だ数多く、疲れ切ったドライバーや医師などが起こすミスなど、道民の命と健康が損なわれるリスクについて、もっと重く受け止めるべきです。平成31年度までに各種数値目標を全国水準に引き上げることを目指すとの答弁でしたが、全国水準や他都府県と横並びの目標設定であれば、他との溝が埋まるわけでもなく、良くて現状維持、あるいは他の都府県の就業環境改善に水をあけられ、道内人口の社会減を許容するだけではないでしょうか。どこよりも働く環境を整え、どこよりもワーク・ライフ・バランスの実現可能な地域を目指すことを目標とすべきだと思います。比較的広い住環境や職・住の近接など基礎的な条件に加え、労働環境の向上により、本道だからこそ実現できる魅力ある働き方を模索すべきであると考えますが、知事の考え方を伺います。</p> <p>(二) 最低賃金について</p> <p>最低賃金の地域間格差が拡大する方向への所見を伺ったところ、知事からは、最賃額決定のプロセスや役割が説明され、遵守することが重要との言及はありましたが、質問には全く答えておりません。地域別最賃額が地域事情に合理的に配慮されることに異論はありませんが、都道府県をAからDのランクに分ける今の方法では、大都市と北海道との賃金差は広がる一方で、大都市に働きに出る人がさらに増え、地方の人口減少を加速化させる恐れがあるのです。最低賃金の格差が拡大することで生じる、そうした懸念を知事は有していないのか、再度確認をいたします。</p> <p>六 観光について</p> <p>(一) 観光振興機構について</p> <p>道では、最近、「稼ぐ観光」という言葉がよく使われますが、本道を訪れる外国人観光客が急増しているにもかかわらず、この間、全く稼いでいないのが観光振興機構ではありませんか。</p> <p>ようやく今年度、自主財源確保に関する検討会議を設置し、新たな自主財源確保に向けた検討をはじめたようですが、これまで、議会や監査のきめ細かなチェック機能が働いていなかったことが、このことに手をつけてこなかった原因であることは否めません。今後、詳細な活動内容について、報告するとの答弁もありましたが、広域連携DMO候補であり、道が、今後も本道観光の舵取り役を期待するのであれば、組織改編時の約束である自立経営が可能となる自主財源の確保のため、道としても積極的に関与する必要があると考えますが、改めて知事の所見を伺います。</p>	<p>発展を図り、将来にしっかりと引き継いでいくため、関係団体とも連携しながら、再生産を可能とする万全な対策を講ずるよう、取り組んでまいります。北海道のみならず、我が国にとってもかけがえのない本道の農林水産業を守るという強い決意で、先頭になって対処してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>働き方改革についてであります。本道においては、生産年齢人口の減少が見込まれ、地域経済への影響が懸念されており、また、全国に比べ年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にあるところであります。</p> <p>私といたしましては、こうした現状を踏まえ、女性、高齢者などの「多様な人材の活躍」や仕事と子育て・介護等の両立支援などの「就業環境の改善」、賃金水準の上昇にもつながる「生産性の向上」を働き方改革の3つの柱とする推進方策を策定をし、本道における人手不足解消による企業の持続的発展と働く意欲や能力のある人々がいきいきと働ける環境づくりを目指してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>最低賃金についてであります。最低賃金は、国において、地域における労働者の生計費や賃金の実態、企業の賃金支払能力などを総合的に勘案し、地域別に決定しているものであります。</p> <p>また、労働者の生活の安定や雇用のセーフティーネットとして重要な役割を果たすものであり、その上昇は、多くの労働者の生活向上に寄与するものと考えます。</p> <p>このため、最低賃金が遵守されることが重要であり、その周知に加え、中小企業に対する経営面や金融面での支援を行い、企業の経営力の強化を図ってまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>観光振興機構の財源確保についてであります。広域連携DMOを目指している機構が、本道観光の舵取り役として中核的な役割を担っていくためには、自立的継続的活動の基盤を整えていくことが重要であります。</p> <p>道といたしましても、機構が有する機能を十分に発揮する上で、安定した財源基盤を確立していく必要があることから、機構による新たな財源確保に向けた取組に対して、情報提供や意見交換等をしながら、対応してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(二) 民泊について</p> <p>民泊に関して営業区域や営業日数を制限する条例の制定について伺ったところ、法の施行に支障がないよう年度内の条例制定に向けて取り組んでいくとの答弁でした。当初は法施行が1月との報道があり、条例制定を急いでいたにもかかわらず、年度内の制定を目指すというのは遅い対応と言わざるを得ません。民泊事業者の準備はもちろんのこと、住民にも早く周知し、民泊に対する不安を拭うとともに、理解を得る必要があると考えます。</p> <p>また、規制が必要となるのは主に都市部と考えるが、保健所を設置する札幌市などは、道の条例を踏まえて条例制定の必要性を検討し、場合によっては条例を策定することになります。このことから、道は、早急に条例案もしくは最低でも方向性を示す必要があると考えるが、今後の対応について伺います。</p> <p>(三) I Rについて</p> <p>1 依存症対策について</p> <p>ギャンブル依存症については、カジノの道内設置に反対もしくは慎重な意見の中で一番懸念されている問題であり、これが道内設置の是非に大きく関係すると考えます。</p> <p>国の定めるギャンブル依存症対策が不十分と認識したときには、道内の設置について断念するという認識でよいのか伺います。</p> <p>2 道の意思決定について</p> <p>まだ判断できる状況にはないと言いながら、道はすでに海外 I R 事業者に対して候補地とされている3地域への設置構想の意向調査を進めています。</p> <p>実質的には道も前向きに取り組んでいるということととらえますが、このことと判断していないという答弁との整合性について伺います。</p> <p>3 道民意思の把握について</p> <p>I R 設置についてはギャンブル依存症対策はもとより、設置地域周辺の道路や上下水道などのインフラ整備に10億円単位での費用がかかると言われております。当然道の負担も予想されるわけですが、設置の是非については、こうした情報を全て提供したなかで、当該地域はもとより、広く道民の声を聞くべきと考えます。</p> <p>どのような手法で、どのように把握するのか、その認識を伺います。</p> <p>七 手話言語等に関する条例について</p> <p>次に手話などに関する条例について伺います。</p> <p>先ほど、公約として打ちだした当事者として、もっと積極的にリーダーシップを発揮をしていたならと指摘をしましたが、知事の答弁はまるで人ごとのようです。しかも第2回定例会での我が会派からの「知事自ら汗をかく気は無いのか」との投げかけにやっと今回重い腰を上げたかと思いましたが、またもや部会任せの丸投げの発言には、憤りすら覚えます。</p> <p>他県の先駆けとなるような条例との思いがあるなら、これ</p>	<p>(知事)</p> <p>民泊に関する条例の検討についてであります。道では、民泊法の施行に向け、今般、国から示されたガイドラインの案などを踏まえ、有識者会議をはじめ、市町村や関係団体などから、意見を伺いながら、早急に検討を進め、年内には、営業制限に関する区域や期間などの考え方を取りまとめ、パブリックコメントを行うなど、年度内の条例制定に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>I Rに係る国のギャンブル依存症対策についてであります。道といたしましては、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた I R の制度設計が確実に行われることが重要と考えているところであり、引き続き、国に対して必要な対策を求めてまいります。</p> <p>また、ギャンブル等依存症全般に関する予防や治療体制などの対策についても、国の検討状況を踏まえつつ、道内における依存症対策を推進をしてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>I R についてであります。I R は、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になる一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるものと認識をいたします。</p> <p>現時点においては、具体的な国の考え方が定まっていないことなどから、道として、I R の導入について判断できる状況にはありませんが、道内では、釧路、苫小牧、留寿都の3地域が I R 誘致を表明をし、それぞれの取組を進めているところであり、各地域の状況について把握、調整に努めながら検討を深めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>道民意識についてであります。I R の導入に当たっては、道といたしましては、I R が本道の観光振興に資する制度設計になり得るかどうか、国の動向を注視するとともに、誘致を表明している各地域の検討状況を把握しながら、今後、開催を予定しているセミナーなどを通じて道民の皆様方の意識の把握に努めるとともに、道議会においてご議論をいただきながら、引き続き、検討を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>手話に関する条例などについてであります。私は、障がいのある方々の意思疎通や手話が言語であることの普及促進のための条例の制定に向けて、昨年、意思疎通支援部会を設け、検討をお願いをし、さまざまな立場からのご意見をいただいた中で、今般、有識者やさまざまな障がい当事者の皆様方の総意として、「基本的な考え方」を取りまとめたところであります。</p> <p>私といたしましては、部会において、道民の方々にもわかりやすい名称などについて、引き続き丁寧な議論を重ねてい</p>

質 問	答 弁
<p>までの姿勢を猛省し、知事としてリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。改めて見解を伺います。</p> <p>八 海岸漂着物対策について 海岸漂着物対策について、地域の関係者からは、予算がなくてやりたくても撤去できないとの切実な声ばかりを聞くのです。漂着物によって、漁船や漁網が損傷したり、環境面の危険性や、海辺の景観の大きなイメージダウンとなったりするのですから、地域の悩みは深刻です。 漂着物対策は国の責任と言うばかりの答弁で、道の責任感、問題解決の姿勢が何ら感じられません。 漁業生産や観光、環境にも関わる重要な課題であることを認識され、国への働きかけだけでなく、道としても市町村の様々な要望に対し、必要な措置を執るべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>九 住宅供給公社について 次に、北海道住宅供給公社についてです。 公社は、平成16年の特定調停時に現行計画を策定しました。これまで住宅金融支援機構や関係市町村などには、着実に返済を行ってきているものの、道への返済については、28年度時点で計画額約38億円のうち2億円しか返済されていません。 そうした中で、27年度の包括外部監査で指摘を受けた約36億円の会計処理が、特定調停に基づく返済計画に影響を及ぼさないよう、住宅金融支援機構への返済を優先し、道への償還期限も62年度と変更することなく、現行計画を見直したいということです。 しかしながら、これまでの、道への返済実績を見る限り、また、長期に渡るこの計画で本当に期限まで債務を完済できるのか甚だ疑問であります。知事に返済の見通しについて伺います。</p> <p>十 教育課題について (一) 全国学力・学習状況調査について 子どもたちの豊かな学びの実現に向け、取り組んできたとの答弁でした。そうであるならば、今後はきめ細かく分析した上で、教育指導の充実や、学習状況の改善に繋がる具体的な目標を検討することはもちろんですが、まず、北海道としての学力観を明確にしなければなりません。教育長の考える北海道独自の学力観を伺います。</p> <p>(二) 教職員の長時間労働について 最後に、教職員の長時間労働について伺います。 外部人材の活用や勤務時間の客観的な把握などについて検討を行い、具体的な施策を盛り込んだアクションプランを年度内を目途に作成と答弁されましたが、8月8日付けの2017年の人事院勧告「公務員人事管理に関する報告」では、長時間労働の是正のため制度の検討に当たっては職員団体等の意見も聴きながら実効ある措置を検討中と承知しております。人事院勧告を踏まえれば、アクションプランは職員団体</p>	<p>ただくことをお願いをしたところであり、こうした議論も踏まえながら、条例に盛り込む意思疎通手段の内容や施策の方向性などについて検討を進め、できるだけ早期に条例案を取りまとめてまいります。</p> <p>(知事) 海岸漂着物対策についてであります。道といたしましては、全道的な連絡調整を行う海岸漂着物対策推進協議会のもとに、海岸を有する道内11地域ごとにも協議会を設け、国や市町村、民間団体などと役割分担を図りながら、漂着物の回収・処理及び発生抑制に取り組んできたところであります。 今後、市長会、町村会等と連携を強め、全国知事会と一体となつて、国に対し、地域の要望に見合う十分な予算額の確保について、あらゆる機会を通じて、強く働きかけるなど、各地域の自然的社会的条件に応じた漂着物対策が効果的に推進されるよう、努めてまいります。</p> <p>(知事) 住宅供給公社の道への債務の返済についてであります。公社では、特定調停のスキームを維持するため、分譲資産の賃貸化などにより返済財源を確保することとしているところであり、既に札幌市内の大規模業務用地において、個別企業と長期の賃貸借契約に向け協議を行うなど、安定的な財源の確保に向けた取組を着実に進めていると考えております。 私といたしましては、公社が、見直し後の事業計画に基づき、まずは住宅金融支援機構への返済を確実に行うとともに、道への返済についてもしっかりと進めていくよう、引き続き、公社経営の指導・監督の強化に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 子どもの学力についてでございますが、道教委では、本道の子ども一人一人に基礎的・基本的な知識・技能はもとより、それらを活用する力や主体的に学習に取り組む態度などをはぐくむことが重要であると考えており、とりわけ、これまでの調査結果等を踏まえ、相手に分かりやすく説明する力や、難しいことでも挑戦する意欲や最後まで粘り強く取り組む態度など、子どもたちが主体的に学ぶ力をさらに身に付けさせる必要がありますことから、今後は、子どもたちの学習状況の改善等につながる具体的な目標を検討し、社会で自立するために必要な学力を一層確実に身に付けさせるため、学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上の取組を進めてまいります。</p> <p>(教育長) 時間外勤務等の縮減に向けた取組についてでございますが、道教委といたしましては、今回の調査結果をさらに分析し、より効果的な取組の検討を進める中で、特に課題となっている業務の実態について、教頭をはじめ、教育計画や部活動を担当する教員などから聞き取りを行うとともに、市町村教育委員会やPTAのほか一般教諭などで構成する「時間外勤務等縮減推進会議」でご議論いただきながら、アクションプランを作成してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>等の意見を聞きながら、作成しなければならないと考えますが、見解を伺います。</p> <p>また、我が会派の第2回定例会代表格質問において、教育長は国に対して具体的な制度改善・充実について提案を行い強く求めてまいると答弁しておりますが、教員の長時間労働是正のため、この間、どのような提言を行ったのか、併せて伺います。</p>	<p>なお、時間外勤務等の縮減に向けた具体的な取組を行う際には、勤務条件に関し職員団体とも話し合いを行うなど、適切に対応してまいります。</p> <p>また、道教委では、本年7月に行った国への提案・要望の中で、教職員定数の改善や部活動指導員の任用に係る財源措置の創設、さらには、弾力的な変形労働時間制の導入のための法改正などについて要望してきたところでございまして、引き続き、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて国に対して強く要望してまいりたいと考えております。</p>

平成29年第3回北海道議会定例会 代表質問 再々質問

年月日 平成29年9月15日(金)
 質問者 民進党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について (一) 知事の大選について 再々質問いたします。まず、首長の大選に関わる知事自らの評価について伺います。神奈川県知事を務めたことのある松沢成文氏は、『権不十年』という言葉があるように、10年くらいを境に権力はおかしくなっていく傾向にある。2期8年では大きな成果が実現しきれないという面はあり、3期12年が許容範囲かと思う。大選の弊害は、4期、5期目に出てくるとの声をよく聞く。私も2期やってきて、このまま5期、6期もやれば、完全に天狗になってしまうという感覚があった」と語っています。</p> <p>政策会議なども上級幹部職員のみで構成され、課長以下はトップとの会議には出席できず、現場の声はいつの間にか届かなくなり、絶対的権力の一つである人事権をふるうことで、意見する職員は閑職に追いやられ、周りはいエスマンばかりで固め、もう一つの権力である予算と許認可権で、市町村を取り込んでいる行政は、停滞、マンネリに陥るといふ、首長大選の弊害はどこでも例外ではないようです。また、松沢氏は「集中して政策を推進するのは10年が限界」とも語っております。</p> <p>知事はこれまで、重要案件ほぼ全てについて、「私が先頭になり、全力で取り組む」と語られてまいりました。「全ての力を注ぎ込む」という「全力」を、14年半、言葉どおりに行ってきたのであれば力尽きるはずですが、これが言葉だけであったならば、余力はたっぷりだと思います。</p> <p>知事は、今も余力たっぷりだと思いますか、お伺いいたします。</p> <p>(二) 日米共同訓練へのオスプレイ参加について 1 知事の認識について 二度にわたってお聞きしましたが、安全性の確認はもとより情報提供についても国に対して強く臨めない知事の姿勢は、道民の安全安心を考えてくれているとは、全くもって言いがたいものです。安全性への不安についてですが、北海道の三つの演習場で、三千人もの米海兵隊、自衛隊が参加する共同訓練が行われ、そこにオスプレイが参加したのです。</p> <p>開発段階から墜落事故を繰り返し、今年に入っても墜落、死者を出しているオスプレイが訓練に参加し、飛行することは、平穏な道民生活を脅かし、酪農や畜産業に大きな被害をもたらすものです。</p> <p>まして、ひとたび墜落事故が起きてしまえば、道民の生命と財産が犠牲となる懸念があることから、多くの団体や道民が飛行自粛を求めているのです。</p> <p>知事はこういった多くの道民の不安をどう受け止めているのか、認識を伺います。</p> <p>2 情報公開等について 情報提供のあり方については、なぜ千歳基地で行っていることの実施を求めることが出来ないのでしょうか、全く理解が出来ません。求めない理由を説明願うとともに、事前のブリーフィング開催などを求めるべきと考えますが、改めて所見を伺います。</p>	<p>(知事) 最初に、道政運営についてであります。私は、知事に就任して以来、常に最善の方策を求めて、道政運営に当たってきたところであります。</p> <p>今後とも、本道が抱える様々な課題の解決に向けて、多様なご意見に真摯に耳を傾けながら、道民の皆様方にとって何が大切かを第一に考え、与えられた任期の中で、全力で道政を進めてまいります。</p> <p>(知事) オスプレイの飛行には、道民の不安や懸念もあることから、私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、国の責任において、安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えるところであります。</p> <p>(知事) 訓練の実施にあたっては、これまでも国に対し、地元自治体とも連携の上、十分な説明を求めてきたところでありますが、今後とも丁寧な情報提供がなされるよう求めることにより、道民の皆様方の安全安心の確保を第一に、適切に対応してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>二 交通政策について (1) JR北海道の業務見直しについて 1 国の支援等について</p> <p>道の支援の検討状況について伺いましたが、「道議会での議論や地域の実情を踏まえるとともに、道民の皆様のご理解を得ながら、支援のあり方について検討してまいる」との答弁であり、いっこうに議論が進んでいません。</p> <p>他府県の先行事例や、国の補助に係る課題の整理には、一体いつまでの時間を要するつもりなのか、また、道の支援についていつまでに結論を出そうとしているのか、知事の所見を伺います。</p> <p>知事は引き続き、「鉄道網の持続的な維持に向けた本道固有のコスト負担の軽減など、実効ある支援策について強く求める」と答弁していますが、この議論が巻き起こって以降、ほとんど同じ調子で答弁を重ねてきていますが、全くその結果が得られていません。大変残念な状況であると言わざるを得ません。国の来年度予算の概算要求はすでに締め切られています。国土交通省の要求内容には、JR北海道という文言は全く登場してきません。</p> <p>これでは知事が答弁しているような実効ある支援策は、国の来年度予算には盛り込まれないことは明らかではありませんか。つまり、知事の国への要請は、これまでのところ、何ら成果をあげていないのです。</p> <p>知事は、これまで国に対し要望を行ってきたにも関わらず、国の予算に要望内容が全く反映されない原因や理由を、どのように認識しているのか伺います。</p> <p>また、その認識を踏まえ、今後、どのように国の支援を実現しようと考えているのか、また、それをいつまでに実現しようとするのか、あわせて具体的に答弁いただきたいと思えます。</p> <p>2 今後の対応について</p> <p>オール北海道の体制づくり、国の支援、道の支援について知事の考えを伺ってきました。JR北海道が、事業範囲の見直しを表明してから1年が経過しようとしていますが、いずれも具体的な方策が示されず、検討、議論の進展がなんら見られないのであります。</p> <p>道が中心となり、JR北海道をはじめ、国や市町村、経済界、道民全体の連携、協力のもと、議論をまとめ上げていく姿勢、決意が知事には求められています。</p> <p>持続可能な鉄道網の構築に向け、今後どう対応していくのか知事の決意を含めて伺います。</p> <p>三 エネルギー政策について (一) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について</p> <p>知事の科学的特性マップへの認識は極めて甘いといわざるを得ません。特性マップの策定にあたっては、例えば、断層の傾斜が全く考慮されていない、詳細な要件を総合的に判断せず、海岸部を一律に好ましい地域としている、火山活動の歴史を踏まえていない等の不備というべき点があり、特性マップの信頼性が極めて低いことが指摘されています。</p> <p>また、明確な反対表明がない自治体には、受入れを打診される懸念があります。だからこそ、道民は知事の入りに反対するという明確な意思表示を求めているのです。</p> <p>知事は主体性と強い指導力を発揮して、道民の意思に答えるべきと考えますが、再度認識を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>JRの経営状況については、今後一層悪化すると見込まれているところであり、道といたしましては、これまでのWTでの検討も踏まえ、地域における検討・協議の状況や、道議会での議論を踏まえながら、道としての支援のあり方を検討してまいります。</p> <p>また、国に対しては、本道固有のコスト負担の軽減など、抜本的な支援について重ねて要請してきているところであり、今後とも、地域での検討を踏まえ、実効性のある方策など、国の支援の必要性を訴えてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>JR北海道の経営再生と、鉄道網の持続的な維持に向けては、国の抜本的な支援とともに、地域の実情を踏まえた実効性のある方策が一体的に講じられる事が必要と考えるところであり、私自身が先頭に立って、実効ある支援が講じられるよう国に強く求めてまいるとともに、本道の交通政策に関する新たな指針づくりを進め、オール北海道で公共交通ネットワークの形成に全力をあげてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>道が、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を有していることは重いものと考えているところであり、私自身、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と考えるところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>四 労働問題について</p> <p>(一) 北海道働き方改革推進方策について</p> <p>次に、働き方改革についてです。北海道版の働き方改革の推進方策については、政府に掲げる目標を逆手にとって、本道の雇用環境を抜本的に改善し、道民が道外に流出することなく道内で働き続け、さらに、道外からの働き手の流入を導き出す実効性をもった方策とすべきですが、重ねて知事の所見を伺います。</p> <p>五 観光について</p> <p>(一) 観光振興機構について</p> <p>再度に涉って、機構の自主経営に向けた取組について伺いました。自主財源を増やしたからといって、大きく道の補助金などが減っていくとは、私達も思っておりません。</p> <p>しかし、その、道頼みの運営状況を改善していくためには、機構自身が自主財源の確保に早期に取り組む必要があり、道や議会としても、そのことに積極的に支援や助言をしていかなければいけません。</p> <p>検討会議では、年度末を目途に事業を立案していくこととしているようですが、自主財源の割合をいつまでにどの程度まで高めていくのか、しっかりとした目標を掲げるよう求めていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) I Rについて</p> <p>I Rの道内設置に関し、国の実施法がまだ成立していないことを理由にして、曖昧な答弁しかでてまいりません。また、是非の判断基準すらも明確にしない中、先ほど述べましたように、一方で海外事業者への意向調査を進めていることは、まだ判断できる状況にないとした知事の答弁とは相矛盾するものであることは強く指摘しておきます。</p> <p>そうした状況ではあってもI R道内設置の是非について、道民の意思を把握する手法やその時期を明らかにすることについては、実施法に関係なく、今から決められることですが、道民の考え方、意思の把握について、どのような考え方でいるのかを伺い、再々質問を終わります。</p>	<p>(知事)</p> <p>働き方改革についてであります。私といたしましては、全国に比べ厳しい就業環境にある本道の現状を踏まえ、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする働き方改革の取組を推進をし、企業の持続的発展と働く意欲や能力のある人々がいきいきと働ける環境づくりを目指してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>観光振興機構についてであります。機構は本道観光の振興のための中核的な組織として、自立的、機動的な活動基盤の充実が必要でありますことから、自主財源確保に関する検討会議を設置し、年度末を目途に新たな自主財源確保に向けた事業を立案していくこととしているところであり、機構自らが自主財源の確保に向けて、目標を持って取り組むことが重要と考えているところであり、道としても取組を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>I Rについてであります。I Rの導入は、インバウンドの加速化などの反面、ギャンブル依存症などの課題があるものと認識をするところであります。</p> <p>今後、道内6圏域で開催を予定しているセミナーにおけるI Rに関する幅広い情報の提供や質疑応答などを通じて道民の皆様方の意識把握に努めてまいります。</p>

平成29年第3回北海道議会定例会 代表質問 特別発言

年月日 平成29年9月15日(金)
質問者 民進党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>(特別発言) 久しぶりに、知事に質問をいたしました。 様々な見解もお聞きしました。しかし残念ながら、再質問、再々質問と重ねていく度に、聞いていることには直接答えていただけず、答弁がはぐらかされたような気がしているところがございます。今後の質問につきましては、一般質問、予特含めてさせていただきたいというふうに思います。 15年前は初々しさにあふれて、これから北海道の知事として、北海道の発展と道民のために精一杯頑張っていくという気概があったように思います。 あれから15年、田中敏文知事、町村金吾知事、堂垣内尚弘知事、横路孝弘知事、堀達也知事、歴代知事の任期を超えて、最長不倒の年月が流れました。 「選択してくれた道民のために、私がやらなければ」という新鮮な思いは、いつか「無い袖は振れない」という言葉に変わり、時間の経過とともに「それは国が決めること」と、地方自治体の長としての責務をどこかに置いてきてしまったようで、大変残念です。 これまで、我が国の女性知事は7名。潮谷義子熊本県知事が2期、太田房江大阪府知事が2期、嘉田由紀子滋賀県知事が2期、堂本暁子千葉県知事が2期、現職では吉村美栄子山形県知事が2期目、小池百合子東京都知事が1期目、そして、我が北海道の高橋はるみ知事が最長の4期目となっています。 決して、期数が多いことを批判しているわけではありません。サミュエル・ウルマンの詩にあります、「青春とは人生のある時期ではなく、心の持ち方をいう」になぞらえれば、「優れた想像力、逞しき意思、燃ゆる情熱、怯懦を退ける勇猛心、安易を振り捨てる冒険心」ということもリーダーに当てはまるものだと思います。 知事は、多選について、勇気を持って自身の言葉を発したのでしょうか。道民が懸念しているオスプレイの訓練参加自粛についても、逞しい意思を表したのでしょうか。JR北海道問題については、優れた想像力と判断力を示したのでしょうか。TPPやEPAにさらされる一次産業について、怯懦を退ける勇猛心を示したのでしょうか。何よりも、北海道の未来について燃ゆる情熱を、私たちに、道民に伝えているのでしょうか。いつも新鮮な気持ちを持ち、道民のことを一番に思い、道民に不利になるようなことは一番に国に申し、道民に寄り添い、道民に希望を与える。そのような心を失ったとき、青春が終わるように、リーダーとしての役目も終わるものと思います。 知事は、「一生、北海道のために尽くしたい」と語っていますが、一方、「所詮、知事を引退したら家族のいる東京に戻るのだろう。北海道に骨を埋めうる気なんて、ないはずだ」という方も多くいます。ぜひ、北海道に骨を埋めて、真の道産子になっていただきたい。 知事は、過去に例のない4期というレジェンドを刻みました。しかし、これまで、高橋知事が行ったというレガシーは、残念ながら残していないような気がします。 残る1年半、ぜひ、道民の記憶に残るレガシーを残していただきたいですし、そのためも、議会では議論を避けて、自らの言葉でその思いを熱く語っていただきたいと思います。そのことを期待いたしまして、特別発言を終わります。</p>	